

# **平成24年第4回伊仙町議会定例会**

## **会期日程**



平成24年第4回伊仙町議会定例会会期日程表

平成24年12月11日開会～12月12日閉会 会期2日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
12	11	火	本会議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸報告 (1) 諸般の報告 (2) 行政報告 ○陳情第10号～11号の委員会付託（2件） ○承認第8号～議案第71号議案上程（13件）（提案理由まで） ○一般質問（美島議員、上木議員 2名）	団体等 町長提出
"	12	水	委員会 本会議	○付託案件（常任委員会への陳情等付託審査） ○議案審議（質疑～討論～採決）～（閉会）	



# **平成24年第4回伊仙町議会定例会**

**第 1 日**

**平成24年12月11日**



平成24年第4回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

平成24年12月11日（火曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 諸般の報告

○日程第4 行政報告

○日程第5 陳情第10号 議会改革に関する条例改正についての陳情

（総務文教厚生常任委員会へ付託）

○日程第6 陳情第11号 オスプレイの沖縄配備を撤回させ、低空飛行訓練に反対する陳情書について  
（総務文教厚生常任委員会へ付託）

○日程第7 承認第8号 平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について  
（提案理由まで）

○日程第8 議案第60号 伊仙町税条例等の一部を改正する条例について（提案理由まで）

○日程第9 議案第61号 伊仙町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について（提案理由まで）

○日程第10 議案第62号 伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について（提案理由まで）

○日程第11 議案第63号 県営特定地域振興生産基盤整備事業農地整備事業分担金の負担割合について  
（提案理由まで）

○日程第12 議案第64号 徳之島地区介護保険組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の  
変更について（提案理由まで）

○日程第13 議案第65号 鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規  
約の変更について（提案理由まで）

○日程第14 議案第66号 平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）について（提案理由まで）

○日程第15 議案第67号 平成24年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について  
（提案理由まで）

○日程第16 議案第68号 平成24年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）について（提  
案理由まで）

○日程第17 議案第69号 平成24年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につい

て（提案理由まで）

○日程第18 議案第70号 平成24年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算(第3号)  
について（提案理由まで）

○日程第19 議案第71号 平成24年度伊仙町都市公園等統合事業義名山体育館増築工事建築1工  
区請負変更契約について（提案理由まで）

○日程第20 一般質問 (美島盛秀議員、上木 勲議員) 2名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	永田誠君	2番	福留達也君
3番	前徹志君	4番	佐藤隆志君
5番	明石秀雄君	6番	樺山一君
7番	永岡良一君	8番	清水喜玖男君
9番	伊藤一弘君	10番	杉並廣規君
11番	琉理人君	12番	上木勲君
13番	美島盛秀君	14番	常隆之君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 桧山正二君 事務局書記 佐平勝秀君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	中野幸次君
総務課長	窪田良治君	企画課長	牧徳久君
税務課長	池田俊博君	町民生活課長	西吉広君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	樺山誠君
建設課長	中熊俊也君	耕地課長	上木義一君
環境課長	益一男君	水道課長	芳田勇人君
選管書記長	稻隆仁君	農委事務局長	益岡稔君
教育長	茂岡勲君	教委総務課長	鶴永宏造君
社教課長補佐	佐喜昭也君	学給センター所長	平山栄文君
ほらい館長	仲武美君		
総務課長補佐	佐田島輝久君		

議会中継班（総括 情報戦略室長 関政樹君）

（午前・午後）上木雄太君・松岡由紀君・関政樹君

平成24年 第4回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問相手
1 美島 盛秀 (議席番号13)	1. 農業振興について	①我が伊仙町は、農業立町であるが9月の台風で農作物をはじめ家屋、牛舎、倉庫等壊滅的被害を受け、去年の不作と2年連続の凶作が予想されるが、救済策はあるのか。また、9月定例議会、10月の臨時議会と2度の補正での災害復旧費を計上したが、復旧の進捗状況はどうか。	町長	
	2. 徳之島食肉センターについて	②平成23年度に計画のあった伊仙町辺地総合整備計画の一部に地場産業振興施設の予算3,000万円の予定計画があったが、計画変更による事業への影響や変更に至った理由を問う。	町長	
	3. 水道行政について	徳之島食肉加工センターは、3町広域で運営がされ、それぞれが負担金を出しています。その中で新築された徳之島食肉加工センターが、平成24年4月1日から稼動運転の予定であったと聞くが、12月現在8ヶ月余に渡って運転利用ができないと聞いているが、町としての見解を問う。	町長	
	4. 町制50周年記念事業について	水道事業は、特別会計で水道使用料金で事業は成り立っているが、伊仙町における事業の運営状況はどうか。水道料金の徴収が悪く毎年度一般会計からの繰入で運営している状況であるが、水道料金徴収対策はどうなっているのか。以前に法的手続き等で徴収率アップが出来たが、現在はどうなっているのか。行政文書開示請求が出されていると聞いているがどうなっているのか。	町長	
	5. 町長選挙について	50周年を記念して盛大に行事が行われましたが表彰の意義、目的について考えを問う。	町長	

		1. 伊仙町情報公開条例に基づく行政文書開示について	町民が、平成24年7月1日に郵便で、水道料金の不納欠損処理を中心とした文書開示請求を行った。その後、再三の請求にもだんまり放置し、市町村課から2回目の指導があって110日目に開示通告している。11条には、開示請求があった日から30日以内に開示決定通知をすることとなっている。なぜ、この様な事になったのか。	町長
		2. 水道料金の徴収について	設置されている水道メーターを検針しないで料金徴収をしたり、水道メーターを設置しないで水道水を使用している所もあって又不納欠損処理が法令とおり適正に処理されているのか。	町長
2	上木 勲 (議席番号12)	3. 社会福祉協議会の組織形態の在り方について	関係行政庁の職員が、法人の役員となることは法第61条に規定する公・私分離の原則に照らして適當ではないので差し控えること。地方公共団体の長等、特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、役員として参加する事は妥当か。また、関係行政庁職員の参画は5分の1以内であると制限もされている。伊仙町の現状をどう考えるか。	町長
		4. 学校給食について	学校給食の現状について調査等したことはあるのか。	教育委員長
		5. 犬田布中学校の体育館について	犬田布中学校の体育館の雨漏り対策はどのようになっているのか。	教育委員長

### △開会（開議） 午前10時00分

○議長（常 隆之君）

ただいまから平成24年第4回伊仙町議会定例会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。

### △ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（常 隆之君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、明石秀雄君、樺山 一君、予備署名議員に永岡良一君、清水喜政男君を指名します。

### △ 日程第2 会期の決定

○議長（常 隆之君）

日程第2 会期の決定について、議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日12月11日から12月12日までの2日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日12月11日から12月12日までの2日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りしております日程表のとおりです。

### △ 日程第3 諸般の報告

○議長（常 隆之君）

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長より平成24年第3回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様方のお手元に配付しております。したがって、主な項目についてだけ報告いたします。

平成24年10月27日の「伊仙町町制施行50周年式典・祝賀会」、そして28日の「徳之島地域文化情報発信施設こけら落とし式典」に、関東、関西、愛知、鹿児島、沖縄から大勢の「郷友会」の方々がご来町くださいり、盛大に開催できました。伊仙町の底力と団結力が遺憾なく発揮できました。

以上で、議長の動静の報告を終わります。

伊仙町監査委員より、平成24年11月分までの例月出納検査の結果、適正に処理されているとの報

告がなされております。閲覧を希望される場合は、事務局に常備していますので、ご確認ください。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

#### △ 日程第4 行政報告

##### ○議長（常 隆之君）

日程第4 行政報告について。

報告の申し出がありますので、これを許します。

##### ○町長（大久保明君）

いつものとおり9月議会以降の、この3ヵ月間の主な行政報告を行ってまいります。

お手元の資料の中から、幾つかを紹介したいと思います。

10月1日に、徳之島空港利用促進協議会総会がございまして、今後の観光客発展増加のために、徳之島3町でジェット機用のタラップと補助エンジンスターを、25年度で購入していくということに決定いたしました。

10月7日に、第53回伊仙町町民体育祭が開催されました。今回、台風の被害で農家の方々を初め大変な被災を受けましたけれども、その被災を受けられた方々を励ます意味において断行いたしました。

10月15日に、全国離島振興協議会の理事会、そして日本離島センターの理事会がございまして、今まで奄美群島、沖縄、小笠原がこの日本離島センターの会員にはなっていなかったんですけれども、25年度から会員として加入することが決定いたしました。今後、離島のさまざまな課題に関しまして、全国離島が一丸となって結集して、国に要請をしていくという形になると思います。

10月27日、28日には、先ほど議長からの報告にあったとおり「伊仙町町制施行50周年式典祝賀会」及びなくさみ館のこけら落とし等が行われました。南海日日新聞の特集にもあったように、伊仙町が独立不羈の精神で、これから頑張っていただきたいとエールをいただきました。

「郷友会」の方々を初め、多くの方々が参加いたしました。

また、その中で、伊仙町の第4号、第5号の名誉町民の授与も行いました。前、奄振の最高責任者でありました安栖前国交省の振興官の講演等が、ここありました。

10月31日に、奄美地域の世界遺産国立公園に関する連絡会議及び11月2日に、鹿児島環境学国際シンポジュームにおきまして、奄美群島及び琉球諸島が、世界でも類を見ない顕著で普遍的な自然の価値があるということで、世界自然遺産に登録されるというふうな可能性が強くなってまいりました。

この中で、世界自然遺産の日本の登録に大きく関与いたしましたニュージーランドのモロイ博士が参加して、奄美群島の価値を訴えていただきました。

11月3日には、成田市の公津フェスタ2012に参加いたしまして、徳之島の模擬闘牛、そして百菜の品物の販売を行ってまいりました。

11月7日に、鹿児島県地方自治振興促進懇談会がございました、町村長と知事及び幹部との意見交換会がございました。この中で、奄美群島と熊毛を結ぶ航路等を提案いたしましたところあります。

翌11月8日には、離島の市町村長11名及び県議会議員、県の職員と伊仙町のほうからは、松田保健福祉課長が参加いたしました、長崎県の先進的な行政視察を行ってまいりました。

11月21日は、全国町村長大会がございました。また、その後、奄美群島振興開発審議会がございました、来年度で期限切れになる次期、奄振の中で、地元の考え方意向を反映していくための成長戦略ビジョンについての話と、それから、奄美群島が今後、離島特区という形で、いろんな形が要請できるように強く要望をしてまいりました。

11月23日には、「食の文化祭」と銘打って、大阪大学の「長命草まぁざく」の第一人者であります前田准教授、屋琉球大学教授を含めての講演がございました。

また、24日には宮城県の「モクモク農業ファーム」の方々のいろんな研修会等がございました。また、なくさみ館においては闘牛大会が盛大に行われました。

11月29日に、Aコープ伊仙店建設準備検討会がございました、順調にいけば1年後にはオープンの可能性が出てまいりました。

12月7日は、大島支庁長以下、大島支庁の幹部及び徳之島事務所長などと、町の課長及び補佐との意見交換会がございました、いい形の会合ができたと思っております。

12月9日は、大阪大学におきまして日本統合医療学会セミナーがありまして、その中で前田准教授とともに、「長命草まぁざく」を全国の方々に強く訴えてまいりました。講演終了後、品物が全部売れるというふうな好況でございました。

以上で、報告を終わります。

△ 日程第5 陳情第10号 議会改革に関する条例改正についての陳情

△ 日程第6 陳情第11号 オスプレイの沖縄配備を撤回させ、低空飛行訓練に反対する  
陳情書

○議長（常 隆之君）

日程第5 陳情第10号、議会改革に関する条例改正についての陳情、日程第6 陳情第11号、オスプレイの沖縄配備を撤回させ、低空飛行訓練に反対する陳情書についての意見を一括して議題とします。

9月の定例会閉会後、これまで受理した陳情等は、陳情第10号、議会改革に関する条例改正についての陳情、商工会に対する平成25年度補助金等に関する要望書、オスプレイの沖縄配備を撤回させ、低空飛行訓練に反対する陳情書の3件であります。

お手元にお配りしました陳情第10号、陳情第11号の2件を、総務文教厚生常任委員会に付託します。なお、要望書につきましては、申し合わせのとおり文書配付とします。

- △ 日程第7 承認第8号 平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について
- △ 日程第8 議案第60号 伊仙町税条例等の一部を改正する条例について
- △ 日程第9 議案第61号 伊仙町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について
- △ 日程第10 議案第62号 伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- △ 日程第11 議案第63号 県営特定地域振興生産基盤整備事業農地整備事業分担金の負担割合について
- △ 日程第12 議案第64号 徳之島地区介護保険組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について
- △ 日程第13 議案第65号 鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について
- △ 日程第14 議案第66号 平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）について
- △ 日程第15 議案第67号 平成24年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第16 議案第68号 平成24年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第17 議案第69号 平成24年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第18 議案第70号 平成24年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第19 議案第71号 平成24年度伊仙町都市公園等統合事業義名山体育館増築工事建築1工区請負変更契約について

○議長（常 隆之君）

これから、承認第8号、平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてから議案第71号、平成24年度伊仙町都市公園等統合事業義名山体育館増築工事建築1工区請負変更契約についてまでの13件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

平成24年第4回伊仙町議会定例会に提案いたしました承認第8号から、議案第71号までについて、提案理由の説明をいたします。

承認第8号は、平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）を地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年11月19日に専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告して承認を求めるものであります。

議案第60号は、伊仙町税条例等の一部を改正する条例であります。

議案第61号は、伊仙町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例であります。

議案第62号は、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例であります。

議案第63号は、県営特定地域振興生産基盤整備事業農地整備事業分担金の負担割合であります。

議案第64号は、徳之島地区介護保険組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更であります。

議案第65号は、鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更であります。

議案第66号は、平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）であります。

議案第67号は、平成24年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第68号は、平成24年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第69号は、平成24年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

議案第70号は、平成24年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計の規定の予算に変更が生じましたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案しております。

議案第71号は、平成24年度伊仙町都市公園等統合事業義名山体育館増築工事建築1工区に関して、請負工事の金額について変更が生じましたので提案するものであります。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（窪田良治君）

承認第8号、平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について。

平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）、歳入歳出予算の総額57億7,653万5,000円に歳入歳出それぞれ644万円を増額し、歳入歳出予算の総額を57億8,297万5,000円とするものでございます。

3ページをお開きください。歳入、13款国庫支出金、補正前の額6億8,279万2,000円に補正額644万円を増額補正をし、6億8,923万2,000円とするものでございます。歳入総額57億7,653万5,000円に補正額の644万円を増額補正をし、57億8,297万5,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。歳出についてご説明いたします。

2款総務費、補正前の額7億1,605万円に644万円を増額補正し、7億2,249万円とするものでございます。補正額の財源内訳といたしましては国、県の支出金でございます。歳出合計57億7,653万5,000円に644万円を増額補正をし、57億8,297万5,000円とするものでございます。

これにつきましては、11月16日の衆議院の解散に伴う、12月16日投開票に係る予算の専決処分でございます。なお、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分に資しておりますが、ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○税務課長（池田俊博君）

議案第60号、伊仙町税条例等の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

伊仙町税条例と総務省がします市町村税条例（例）、これはいわゆる準則と言われているものであります。この準則と照らし合わせた結果、条文等にちょっと不具合な点、それと未完成の部分が見受けられましたので、町税務課として法令を重んずる税務行政を執行するに当たり、今現在、税の追録を委託してもらっている第一法規様に協力をいただきて、今回、このように準則と合わせる形で改正いたしたいと思います。

あと、続きまして議案第61号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についても、厚生省の示す準則と少し内容的に違っているものがありましたので、これもあわせて改正いたしたいと思います。

将来、伊仙町においても、先進地の他の市町村においてはホームページで例規集の公開をしておりますので、将来的にこれも視野に入れて、準則及び他法令との整合性を合わせる形で、今回このように提案するものであります。

議員の皆様のご理解をいただきて、可決していただきますよう、よろしくお願ひいたします。

#### ○建設課長（中熊俊也君）

議案第62号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について。

伊仙町町営住宅設置及び管理条例（平成9年条例第21号）を別添えのように改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の承認を求めるものであります。

次のページをお願いします。

伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例。伊仙町町営住宅設置及び管理条例（平成9年条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正する内容といたしましては、第13条第1項中、公営住宅設置法施行規則の次に、昭和26年7月21日建設省令第19号を加える。

次のページにあるんですが、別表の花床団地の項を削り、同表犬田布亀戸団地の項を次のように改める。名称が犬田布亀戸団地、戸数4戸、位置が犬田布260番1と、あと260番の2、別表福当り団地の項を削る。

この条例の改正は、福当り団地が老朽化に伴う取り壊しと、花床団地と亀戸団地は17号台風災害による取り壊しによる条例の改正であります。よろしくご審議お願いします。

#### ○耕地課長（上木義一君）

議案第63号の補足説明をいたします。

平成25年度新規採択地区、県営特定地域振興生産基盤整備事業農地整備事業、畠地帯扱い手育成型喜念地区の事業分担割合について説明をします。

施行場所ですけど、伊仙町大字喜念・佐弁・目手久地内でございます。

工期につきましては、平成25年から平成33年度の約9年間とするものであります。

負担区分につきましては、2ページをお開きください。国が66.7%、県が23.3%、町が6%、受益者負担が4%の負担割でするものであります。

以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

議案第64号、徳之島地区介護保険組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について補足説明をいたします。

提案理由といたしまして、障害者自立支援法、これは平成17年法律の第123号でございますけれども、支援法の題名等が改正されたことに伴い、徳之島地区介護保険組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次のページをお開きください。第1条、徳之島地区の規約を次のように改正するものであるというものです。第3条第2項中、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に、障害者自立支援審査会を市町村審査会に改める。第15条第2項中、前項の関係町の介護保険法を第3条第1号に規定する事務に、同条第3項中第1項の関係町の障害者自立支援法を第3条第2号に規定する事務に改めるということです。第2条として、徳之島地区介護保険組合の第3条第2号中、障害程度区分を障害支援区分に改めるということです。

この規定については来年の4月1日から、第2条の規定は平成26年4月1日から施行するというものであります。

第2条の規定は、26年4月1日からでありますけれども、大きな項目として二つあります。

重度訪問介護の対象の拡大と、共同生活介護、ケアホームの共同生活援助、グループホームへの一元化の大きな改正であります。

次のページに、新旧対照表がありますので、お目通しをいただきたいと思っております。

よろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。

○総務課長（窪田良治君）

議案第65号、鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について補足説明をいたします。

この規約につきましては、鹿児島県市町村総合事務組合の規約の一部を改正する規約の中において実施されております。別表2の8及び9の項中、「指宿市」の次に西之表市を加えるという形になっております。

2ページをお開きくださいませ。左側の8項の中に右寄り「指宿市」とあります。

「指宿市」の次に「西之表市」を下線で提示してございます。これについて変更が生じましたので、議会の議決を得るものでございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

議案第66号、平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）について補足説明をいたします。

平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）、歳入歳出予算の総額57億8,297万5,000円に歳入歳出それぞれ2,956万8,000円を増額補正し、歳入歳出予算の総額を58億1,254万3,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。総括について。

歳入、13款国庫支出金、補正前の額6億8,923万2,000円に758万5,000円を増額補正をし、6億9,681万7,000円とするものでございます。

14款県支出金、補正前の額4億2,571万6,000円に459万1,000円を増額補正をし、4億3,030万7,000円とするものでございます。

16款、405万2,000円に451万円を増額補正をし、856万2,000円とするものでございます。

17款繰入金3億3,460万5,000円に842万7,000円を増額補正をし、3億4,303万2,000円とするものでございます。

19款諸収入6,515万7,000円に325万5,000円を増額補正をし、6,841万2,000円とするものでございます。

20款町債6億6,921万円に120万円を増額補正をし、6億7,041万円とするものでございます。

歳入合計、補正前の額57億8,297万5,000円に2,956万8,000円を増額補正をし、58億1,254万3,000円とするものでございます。

次ページをお願いいたします。歳出についてご説明をいたします。

2款総務費7億2,249万円から309万9,000円を減額補正をいたしまして、7億1,939万1,000円とするものでございます。

3款民生費12億7,531万9,000円に2,606万9,000円を増額補正をし、13億138万8,000円とするものでございます。

4款衛生費4億9,452万2,000円に176万2,000円を増額補正をし、4億9,628万4,000円とするものでございます。

5款農林水産業費4億2,066万7,000円に3万7,000円を減額補正をし、4億2,063万円とするものでございます。

6款商工費2億3,784万7,000円に640万円を増額補正をし、2億4,424万7,000円とするものでございます。

7款土木費7億153万7,000円に88万円を増額補正をし、7億241万7,000円とするものでございます。

8款消防費2億2,061万4,000円に8万2,000円を増額補正をし、2億2,069万6,000円とするものでございます。

9款教育費3億7,493万4,000円に248万9,000円を減額補正をし、3億7,244万5,000円とするものでございます。歳出合計、57億8,297万5,000円に2,956万8,000円を増額補正をし、58億1,254万3,000円とするものでございます。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

それでは議案第67号、平成24年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について補足説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額12億3,960万8,000円に、歳入歳出それぞれ2,107万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額12億6,068万2,000円とするものでございます。

5ページのほうをお開きください。歳入でございます。

4款国庫支出金2項国民健康保険助成費3目出産一時金補助金であります、29万円の減額であります。この理由については、当初予算で組んでいたんですけれども、國の方針で出産一時金については従来1万円ほど助成があったわけですけれども、これがなくなって平成24年3月の一人分の支給ということで、あと対象外ということでありましたので、これを減額いたしました。

5款県支出金2項県補助金1目県調整交付金でありますけれども、県調整交付金の増額771万6,000円、脳卒中の対策プロジェクト交付金ということで、これは100%事業になりますけれども、保健センターが進めておる事業でありまして、伊仙町だけ2年連続で事業採択は行われております。これは100%事業ということであります。

8款共同事業交付金1項共同事業交付金1目共同事業交付金ということで、高額医療の交付金が400万円ほど歳入ということであります。2目保険財政安定化事業交付金、これも673万3,000円の増額補正であります。

12款諸収入4項雑入4目でありますけれども、一般被保険者の返納金でありますけれども、社会保険であったんですけども、事務の取り違いによりまして、これが給付した分の返納金ということであります。社保扱いがありました。

次のページ、6ページお開きください。歳出でございます。

1款総務費5項医療費適正化特別対策事業費3目脳卒中対策プロジェクト事業ということで、新規事業で、この分について補助があったわけですけれども、先ほど申したとおり脳卒中対策について、生活習慣病とかそういう予防に取り組むということで100%の事業であります。大きな項目としては、保健師、栄養士をそれぞれ配置をして、日頃の生活習慣病の予防に向けた取り組み、研修会、そしてそのデータの分析を用いて行うということであります。

18節の備品購入費でありますけれども、20万円計上してあります。これは塩分摂取量簡易測定器ということで、減塩モニター器を10個ほど導入するということであります。19節の頸部エコー検査助成金ということで15万円ほど組んであります。これが52掛ける3,000円ということであります。

この前も頸部のがんということで亡くなられた方がおると聞いておりますけれども、こういった予防対策を進めていくということでございます。

次の2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費でありますけれども、これは次の退職者療養給付費との組みかえでございます。この理由については、退職されている方たちの、2名

ほどなんすけれども手術、入院について費用がかかるということで、一般のほうから退職者のほうに振りかえしております。手術に伴う医療費の増加ということあります。

次のページ、2款保険給付費2項の高額療養費、これも同じく先ほどの退職者への組みかえでございます。

3款後期高齢者支援金1項後期高齢者支援金1目後期高齢者支援金ということで、557万7,000円を既定の予算に増額補正してございます。

次のページ、8ページでございますけども、大きな項目だけ申し上げます。

7款共同事業拠出金1項共同事業拠出金1目高額医療費の拠出金でありますけれども、歳入増による支出増加分の予算の措置であります。639万2,000円を既定の予算に増額補正をしてございます。

4目保険財政共同安定化事業拠出金、これも歳入増に伴う支出の増加分であります、673万3,000円を増額補正したものでございます。

続きまして、議案第68号、平成24年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）について補足説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額9億7,829万6,000円に歳入歳出それぞれ289万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額9億8,119万3,000円とするものでございます。

同じく5ページのほうをお願いします。歳入でありますけれども、主なものを申し上げます。

4款の県支出金2項の県補助金1目介護予防費補助金とありますけれども、高齢者の元気度アップポイント事業ということで、高齢者がいろんな事業に参加をしたりとか、介護予防に参加したときについてポイントがあるわけですけれども、一部事業の見直しということで5万7,000円の減額をしております。

5款繰入金2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金ということで、304万7,000円を増額補正しております。前回も第3回定例会で242万8,000円を増額して繰り入れしておりますけれども、今回も繰り入れということでしております。基金残が2,069万9,820円ということになりました。

歳出、次のページであります。3款地域支援事業費1項介護予防事業費ということで、地域介護の予防の活動支援事業と、6目の高齢者元気度アップ推進対策事業ということで見直しと組みかえであります。

3款地域支援事業費2項包括的支援事業費、これも事業の組みかえでございます。

5款の諸支出金1項償還金及び還付加算金、償還金でありますけれども1号、2号それぞれしてありますけれども、前回の2号補正が国の分の増額で償還がありました。今回は、これが国と県と分かれて来るものですから、県の分の償還金ということで304万7,000円を今回増額補正してございます。国・県の報告に伴ううれしが生じた分についての補正がありました。

続きまして、議案第69号、平成24年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について補足説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額1億6,639万4,000円に歳入歳出それぞれ31万9,000円を減額し、歳入歳

出予算の総額を1億6,607万5,000円とするものでございます。

5ページのほうをお願いします。歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料1項後期高齢者医療保険料2目普通徴収保険料ということで、18件分の繰越分についての増額補正であります。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金でありますけれども、これは広域連合納付金に伴う繰越金であります。

次のページ、6ページをお願いします。歳出。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、これは後期高齢者医療連合会の電算処理に係る賃借料であります、3ヶ月分の補正であります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金ということで、それぞれ徴収の変更とともに生じておりますので、33万1,000円を既定の予算から減額するものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。以上です。

#### ○ほーらい館長（仲 武美君）

それでは議案第70号、徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）について補足説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額1億1,732万6,000円に歳入歳出それぞれ45万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億1,778万1,000円とするものであります。

1ページをお願いします。歳入の款3繰越金ですが、補正前の額348万3,000円に145万5,000円を増額し、493万8,000円とするものであります。

2ページをお願いいたします。項の2放課後わくわくクラブ推進事業費ですが、人数等の減額分によるものであります。

6ページをお願いいたします。目1一般管理費11節の需要費ですが、クーラーや温浴施設等の燃料費等でございます。また、修繕費については、バスのタイヤ交換及び修繕、また地下室の機械設備給気ファンの交換等によるものでございます。

次に、款2の目1健康増進事業費でございますが、インストラクター賃金については、緊急雇用対策事業費で賃金を支払っているためのものであります。

以上です。

#### ○建設課長（中熊俊也君）

議案第71号、平成24年度伊仙町都市公園等統合事業義名山体育館増築工事建築1工区請負変更契約について説明いたします。

1、工事名、平成24年度伊仙町都市公園等統合事業義名山体育館増築工事建築1工区。

2、工事場所、大島郡伊仙町伊仙地内。3、変更契約増額、613万6,000円、変更後契約額2億70万1,000円。契約相手方、鹿児島県大島郡伊仙町面縄1969番地7、豊富建設株式会社代表取締役盛利広。

この600万円の内容は、執行残が出ました関係上、バスケットゴールとシロアリ対策としまして土壌処理などの予算であります。最初、ポリエチレンフィルムを敷いてシロアリ防止の対策をしてありますが、執行残が出たということで、前回、既存の体育館もシロアリの結構被害を結構受けておりますので、もう一回シロアリの対策としまして土壌処理等を行っております。

以上です。

○議長（常 隆之君）

ただいま議題となっております承認第8号、平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてから、議案第71号、平成24年度伊仙町都市公園等統合事業義名山体育館増築工事建築1工区請負変更契約についてまでの13件の審議を中止します。

ここでしばらく休憩します。午後1時から一般質問を行います。

休憩 午前1時09分

---

再開 午後 1時01分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 日程第20 一般質問

○議長（常 隆之君）

日程第20 一般質問を行います。

通告順に従って、順次発言を許します。

初めに、美島盛秀君の一般質問を許します。

○13番（美島盛秀君）

町民の皆さん、そして傍聴の皆さん、こんにちは。13番、美島盛秀でございます。

一般質問の許可が出ましたので質問をいたしますが、その前に、今年は「町制施行50周年」という大きな節目の年がありました。10月27日、28日の両日に「町制施行50周年記念式典記念行事」が盛大に行われたところでございます。本当におめでとうございます。町民の皆さんとともに祝いを申し上げたいと思います。

ところで、最近の国政状況や国際状況は、本当に厳しさを増している今日であります。

伊仙町においても、大変厳しい状況であると考えておりますが、先ほど行政報告等もあり、町長を始め、執行部の皆さんも一所懸命取り組んでいるところであると評価のできる点もあります。

しかしながら、厳しい状況の中で今後の伊仙町を案じる一人でもあるわけであります。

多くの問題や課題に、全力で取り組んでいく所存であります。チェック機能機関としての議会において、しっかりとただしてまいりたいと思います。

今日は地元の高校生が傍聴に来ております。将来の伊仙町を担う若者たちであります。

しっかり聞いて勉強をしていただきたいと思っております。

それでは、質問をいたしますが、答弁者の皆さんには、うそ、偽りのない明快な答弁をお願いをいたします。

それでは1点目に、農業振興についてであります。通告順に従ってお願ひいたします。

まず、我が伊仙町は、農業立町であるが9月の台風で農作物を初め、家屋、牛舎、倉庫などが壊滅的被害を受け、去年の不作と2年連続の凶作が予想される。救済策はあるのか。また9月定例議会、10月の臨時議会と2度の補正での災害復旧費を計上いたしましたが、復旧の進捗状況はどうなっているのか伺うものであります。

2つ目に、平成23年度に計画のあった、伊仙町辺地総合整備計画の一部に地場産業振興施設の予算3,000万円の予定計画があったが、計画変更による事業への影響や変更に至った理由を問うものであります。この変更は、18年度から22年度の5年間を、23年度から27年度までの変更だと思っております。

次に、徳之島食肉センターについて。

徳之島食肉加工センターは3町広域で運営がされ、それぞれが負担金を出しています。その中で、新築された徳之島食肉加工センターが平成24年4月1日から稼働運転の予定であったと聞くが、12月現在、8カ月余りにわたって運転利用ができないと聞いている。町としての見解を伺うものであります。

3番目に、水道行政について。

水道事業は、特別会計で水道使用料金で事業は成り立っていますが、伊仙町における事業の運営状況はどうなっているのか。また、水道料金の徴収が悪く、毎年度一般会計からの繰り入れで運営している状況であるが、水道料金徴収対策はどうなっているのか。以前に法的手続きなどで徴収率アップができたが、現在はどうなっているのか。

さらには、行政文書開示請求が出されていると聞いているが、どうなっているかそれぞれ伺うものであります。

4番目に、町制50周年記念事業について伺います。

50周年を記念して盛大に行事が行われました。中で表彰があったわけでありますけれども、その表彰の意義、目的について、どういう観点から表彰されたのか伺うものであります。

5番目に、町長選挙について。

大久保町長の3期目の任期が平成25年10月までですが、4期目の出馬を考えているのか伺うものであります。

以上、1回目の質問を終わり、2回目からは自席で質問をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○町長（大久保明君）

こんにちは。本日は樟南第二高校の生徒さんが、毎年このように傍聴に来ていただきまして、心

より感謝申し上げます。

それでは、美島議員の質問にお答えをいたします。

今年は台風15、16、17号と、この奄美群島を直撃いたしまして、サトウキビを中心にゴマ、そしてショウガなど、マンゴーも含めて大変な被害を受けました。町民の方々に対しまして改めてお悔やみ申し上げたいと思います。

農業政策、それから復旧政策に関しましては、経済課長、耕地課長のほうから答弁をしていただきます。

徳之島食肉センターにつきましては、これは徳之島広域連合議会でこのことは、広域議員を含めて議論をしているところでございます。内容に関しましては、広域連合というのは、一応、一自治体として別の組織でありますので、ここで私が連合長を含めて、相談もしないで答弁するということは、少し問題がありますので、そのことはご理解していただきたいと思っております。

それでは、水道行政に関しましては、水道課長、総務課長のほうから、まず答弁をしていただきたいと思います。

町制施行50周年に関しましては、名誉町民の伊仙町の第4号、第5号の名誉町民の授与式など、またいろんな表彰などを行っております。議員が話したとおり、伊仙町が50年を振り返り、新たな50年をみんなでつくっていこうという形での、大変意義ある50周年記念式典だったと評価を受けております。

5番目の、町長選挙に関しましては、普通は大体半年ぐらい前から質問があるんですけども、1年前に質問を受けたということでありますけれども。

私は伊仙町が、過去いろいろな対立があって、それを解消しなければいけないという形で町長選に出馬をいたしました。そして、政争から政策のまちに変えていくと、さらには農業生産額を50億という大きな目標を立てて、それに向かって新しい品目、またサトウキビの単収アップなどをいろいろ掲げております。

そして究極の町が発展するということは、急速な人口減を食い止め、そして人口増にしていくということが、町の自治体の大きな目標であることには変わりないわけであります。

そういった中で、この長寿世界一、出生率日本一の伊仙町が、これから日本社会の少子高齢化に向かっていく中で、そのあり方のモデルとなる町を目指していこうということを、常日頃から申し上げております。

そのような中で、今町民も、そして町職員も伊仙町議会も、みんなが力を結集して同じ方向に向かっていこうという形が、徐々に見えてきたと思います。そのことは多くの方々が、マスコミも含めて評価をしてきてていると思います。

そういった中で、私は町の今まで悪かったところは悪かったところで、しっかりと反省していくと。そのためには職員が自ら公僕として、まだまだそういう意識が足りませんけれども、そういうことを改めていくことが必要だと思っております。

そうすれば、その潜在能力を生かしていくには、伊仙町は、どこにも負けないようなまちにつくり上げていくことは間違ひなくできると思っておりますので、そのためにはいろんな政策を、さらに続けていかなければなりません。

観光振興から農業振興、そして「もてなしのまち」として多くの人たちが来るようなまちづくりを、さらに進めていく責任があると思っております。そういうことも含めて、これからしっかりと考えていくべきだと思っております。

以上で、1回目の答弁を終わります。

#### ○経済課長（樺山 誠君）

我が伊仙町は農業立町であるが、9月の台風で農作物を始め家屋、牛舎、倉庫等壊滅的な被害を受け、去年の不作と2年連続の凶作が予想されるが、救済策はあるかという美島議員からの御質問にお答えしてまいりたいと思います。

平成24年8月26日に15号台風、9月18日に16号台風、9月30日に17号台風ということで、多大な被害を伊仙町あるいは奄美群島全体に被害を及ぼしました。その中で、我々農業関係のものに関してお答えをしてまいりたいと思います。

まず、台風15号においては、ショウガ関係の被害が甚大でございました。約3,000万円ほどの被害でございました。17号、台風最後の締めと言われるぐらいの台風でございまして、サトウキビ関係が多大な被害を受けたんですけども、これから詳細にかけましてご報告、答弁をしてまいりたいと思います。

台風17号の牛舎、ハウスの被害状況でございますけども、牛舎に関しましては117件、1億5,580万円の被害額でございました。ハウスに関しましては30棟、450万円の被害額でございました。

その中で、現在、あまみ農業協同組合が行っております台風災害対策資金貸付金という事業がございますけども、その中で農業再生運転資金、これは利率が平時は4.2%でございますけども、この台風災害貸付金という事業を運用しまして、奄美のお客さんが利率が2.2%の事業実施をしております。

あと一つ、農業施設復旧資金、これは通常は4%の利率でございますけども、2%という形で貸付を現在行っています。その貸付の中の1%を町で利子補給はできないかというようなことで、対応を検討している状況でございます。

我々伊仙町の主幹作物でありますサトウキビの状況でございますけども、まずは伊仙町あるいは徳之島全体の24、25年期の生産の見込み量が、当初6月1日に調査をいたしまして、6月1日時点で伊仙町の生産量5万3,452tでございました。あと、徳之島全体では18万368tの生産量を見込んでおりました。

その中で、3回の台風が来襲したわけなんんですけども、その台風の中で、今期11月1日で生産量の予測をするんですけども、24年、25年期の生産量に関しましては、夏への面積が85haで生産量が5,331t、春植えが260haで収穫見込み量が9,961tです。あと、株出しの生産量は75haで、それで面

積合計が伊仙町に関しましては、1,110haの収穫面積でございます。

伊仙町の収穫の見込み量でございますけども、11月1日で4万3,273tの予定でございます。

ということは5万3,452tの予定であったものが4万3,273tの収穫しかないだろうということで、今現在見込んでいるところです。減収量といたしまして1万179tの減収が予想されます。

その中で、昨年の平均の農家の手取りの価格が2万1,500円でございましたから、2億1,884万8,000円の減収が見込まれるという結果でございます。徳之島全体におかれましては、8億4,245万6,000円の減収ということでございます。

これに対しまして、我々どのような措置をしていくかということでございますけども、直接的に被害を受けたものに関しては、農業共済制度というのがございます。いかんせん現在、伊仙町の農業共済加入率、サトウキビの加入率は35%でございます。この35%を、今期あるいは前期のような被害が大きい年に加入率を上げようということで、今、農談会だとか、あるいは共済の広報誌を全戸配付をして、今、加入促進を推進しているところでございます。

あと、今期収穫する株出しあるいは平成25年の春に植える春植えにつきましては、関係機関で10a当たり5,000円程度の助成事業ができないかということを、今現在、検討しているところでです。

この助成事業の内容に関しては、現在、もんでいるところということと、5,000円相当をどのように負担していくかということを、現在、関係機関農協、南西糖業、行政という形で話し合いを進めているところでございます。

あと、ショウガ農家に関しては、ショウガが15号台風で3,100万円程度の被害がありましたが、それに加えまして、根茎腐敗病というのが蔓延してございまして、この被害が拡大しております。徳之島ショウガ研究会というのがあるんですけども、この根茎腐敗病の防除法の研修会等に関して、何かお手伝いをできないか、今検討して進めているところでございます。

以上で、答弁を終わります。

#### ○耕地課長（上木義一君）

美島議員の質問にお答えします。

9月定例議会、10月の臨時議会と2度の補正での災害復旧を計上したが、復旧の進捗はどうかということですので、答弁させていただきます。

単独分の進捗状況ですが、被災額、箇所、東部、中部、西部全体件数が275件、うち、現在施行済み箇所が210件、未施行箇所が65件、進捗率として76.4%です。

あと、補助事業分といたしましては災害査定が11月27日に16地区完了しました。また、12月13日から県のほうでは補助率アップのヒアリングが12月13日、それで12月20日に国のヒアリングがあります。それが終わり次第、実施設計書の作成から審査を経て入札の運びとなります。

以上です。よろしくお願いします。

#### ○企画課長（牧 徳久君）

農業振興の、2番目の23年度に計画のあった伊仙町辺地総合整備計画の一部に地場産業施設の予

算計上が出ているということですが。

これについては、経済課サイドから、この地場産業施設、農業経営の安定と食の安全・安心や、スローフードに対応し、地元特産品の研究開発施設として地産・地消の実践施設として、農産物の加工施設を整備するということで提案がございまして、23年度から27年度までの計画で提案されておりまして、27年度においてこの事業をするということで、辺地総合整備計画書を整備されておりますので、27年度とこの策定した時点ではなっておりますが、これを来年度25年度に前倒しして、黒糖工場となるこれを農産物の加工施設と一体として整備するということになっております。

この年度については、当初から27年度であったということで、変更とかそういったのは、まだいたしておりませんが、次期の3月議会あたりで27年度のものを前倒しして、25年度に持ってくるということになろうかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○水道課長（芳田勇人君）

ただいまの美島議員の質問にお答えいたします。まとめてお答えさせていただきます。

水道行政について。水道事業は町が経営する事業であり、その運営に必要な経費は町民の皆様からの水道料金で賄われ、独立採算制を原則に運営されなければなりません。運営のための経費は水道料金とあわせ、一般会計からの繰り入れを余儀なくされ、施設整備や維持、管理の費用に充てております。

水道事業は、町民のライフラインであり、まず基本であります。安心・安全な水を安定的に供給する、このことが徴収率の向上に一番つながるかと思っております。また、平成19年度に実施いたしました給水停止処分、この処分等で徴収率が2%ほどアップいたしております。

今後も滞納者に対しましては、事業経営悪化を防ぐため交渉を重ね、交渉に応じてもらえない場合はメーターの撤去などの措置を講じて、徴収率のアップに努めてまいりたいと考えております。

次に、町民の方から行政文書開示請求、水道課にかかる内容でございましたのでありました。内容的に時間を要しましたが、窓口である総務課のほうへ提出いたしております。

以上でございます。

○総務課長（窪田良治君）

ただいまの美島議員の質問の中にございましたように、行政文書の開示請求がなされていると聞いています。どうなのかという質問について、答弁をいたします。

今、水道課長のほうから答弁がございましたように、水道関係の文書開示請求が町民の方からございました。これについて、7月1日付での文書開示がございましたが、そこについて一応10月の15日付で開示決定通知書を送ってございます。

以上でございます。

○13番（美島盛秀君）

2回目の質問をいたします。

農業振興においての救済策はあるかということに対しまして、経済課長のほうから答弁がありま

した。その内容は、十分掌握したところでありますけれども、開発基金で復旧費の補助をする、出してくれるということがあって1%の利子の補給を出したいという考え方を持っているようではありますけれども、1%ということでなく利子の全額を補給するような救済策を打ち出してほしい。

本当に、来年度からは農家はもう本当に生活が困窮してまいると思います。

ですから、前もってそういう予算を計上して、25年度の予算には計上できるようにお願いをしたいと思います。

それと、ショウガの被害に対しても根茎病の予防あたりに、何か助成をしてあげたいということではありますので、したい、したいじゃなく、これを実現するのが政治の力でありますので、これを必ず実現できるように予算化をして、来年度農家の救済策に充ててほしいと。やりたい、やりたいは誰でもできます。これを実現していただきたいと思っております。

それからサトウキビも相当の減収であります。伊仙町で2億円強、全島で8億円台、こんな被害をこうむっているのに、両町、天城、徳之島はどうかわかりませんけれども、我が町では、何かこれに対して救済策を立てていただきたいと、農協共済とかそういうのもありますけれども、先ほど言った反当たり5,000円を助成したらどうかということもありますけれども。

何十町歩、何町歩と大型化しているところは、それは何万円、何十万円にもなるかもしれません。しかし、わずかな土地を持っている人たちにとっては、もうわずかな補助になって、それ相当生活が苦しくなるという現状でありますので、これについても、反当たり幾らすると、もっと増額をして農家のためになる予算化を実現していただきたいと思っております。

それと、この議会の中で30万円のお見舞金というのが出ておりましたけれども、30万円でなく、この30万円の使い道、どういうようなところにお見舞いをされたのか。2万円ずつということであったんですけども、30万の2万ということは15件にしかならないわけありますけれども、私は、もう100件近くあると思います。

以前の議会のときに、余りにも少ない額で、増額してある程度のお見舞金は出せないかということをお願いしたわけでありますけれども、そのことについて話し合い、予算化をする予定があるのかお尋ねをいたします。

復旧の進捗状況については、ただいま耕地課長から報告がありました。年度内にこれが復旧できるように、そしてサトウキビ収穫、あるいはジャガイモの収穫等に影響がないような努力をしていただきたい。再度確認をしたいと思います。

じゃ、もう時間がなくて、あのものが多いですから、これをまとめて言って、農業振興についての答弁をもらいたいと思います。

#### ○議長（常 隆之君）

13番、短く答弁をさせますので。

#### ○13番（美島盛秀君）

それじゃ、なるべく簡潔に、短い時間でお願いします。

## ○経済課長（樺山 誠君）

今、2回目の質問があつたわけなんですけれども、まず、確認をしておきます。

開発基金云々という話がございましたけれども、あまみ農協協同組合が実施している台風災害対策資金貸付金ということでございます。開発基金ではございません。農協がやっている事業ですね。

これに関して、利率が2.2%という形になっているんですけども、やはり農家さんに対して、それ相応の負担はしていただきたいということが我々町の考え方でございます。全て利率をなくするという考え方、今現在持っているということではございません。

それと、あと費用対効果を考えますと、ショウガに関しましても農家さんに直接助成するのではなくて、研修会だとかそういうものの費用、この根茎腐敗病に関する研修会等の講師の旅費の助成だとか、そのような効果的全体に行きわたるようなものをやっていきたいと思っております。

我々、過去に平成8、9年ぐらいのサトウキビが右肩下がりで、面積の減収をしたときに2年間ほどで何億という金を直接、植えつけ推進という形を取ったんですけども、それが果たして本当に農家のためになったのかどうか。

その辺を検証しますと、農家がただ、本当に農家を甘えさせただけじゃないかという考え方を持っております。ですから、そのときに直接的に農家にやることだけを考えないで、全体の施策的なものを考えていかないとダメだろうなというような考え方を持っています。

あと、25年度の新規事業として国が今、財務省と農水省との間で今議論をしている事業がございますけども、これははっきり申し上げまして、まだ決定している事業ではございませんけれども、「さとうきび・甘しあ糖生産回復対策事業」というのがございます。

この主な中身としては、生産回復に向けた取り組みの支援ということと、製糖工場の経営体质強化に向けた取り組みの支援ということが上がってございますので、この事業ができれば、農家さんサトウキビをつくるためにある程度の補助もやっていけるのかなと思っております。

以上です。

## ○耕地課長（上木義一君）

美島議員の2回目の質問にお答えします。

年度内に農産物の搬出、搬入に支障は来さないかという質問でございますけど、今、単独部分としましては道路、路肩決壊、通行止め等ありますて、大きい箇所としましては、もう完了している次第でございます。

あと、残っている箇所については、非常にことは土地改良事業の補正とか、当初予算等が多くて重機等が、今空いていない、順番待ちということもございまして、何とか年度内にサトウキビ搬出の、そしてジャガイモ等の搬出、搬入等をそのように支障を来さないように、今努力をしながら業者さんと連携を取りながら進めているところでございます。

あと、補助事業分の災害のほうですけど、これは補助率先ほどもお答えしましたように、増嵩が終わり次第、県のほうと、また年度内で終わる地区、あと繰り越し等が必要な地区が二、三カ所あ

ろうかと思いますので、その辺を確定をしながらまた進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○町民生活課長（西 吉広君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

30万円補正といたしまして計上してありました。これは、町の条例で「半壊2万円」ということで記載されておりましたので、その条例に従って、私ども支給をいたしました。

これからに関しましては、また総務と打ち合わせをして条例を改正する手続等進めたいと思っております。

以上です。

○13番（美島盛秀君）

それではまず、樺山課長の台風被害の点について3回目の質問をいたします。

ショウガの費用について、その、団体にやりたいとショウガ組合にやりたいということですけれども、ぜひ実現をしていただきたいと思います。

それと、農協の災害復旧に伴う貸付金の利子、全額はできないということでありますけれども、1%はぜひ実現をしていただきたいということを再度伺います。

それから、反当り5,000円、これについてもぜひ実現をしていただきたいと思いますが、どうですか。

○経済課長（樺山 誠君）

自主復旧に関しましては、現在、農協さんのほうで貸し付けを行われているわけでございますけれども、この中で何名、誰々さんに貸し付けるという書類が来るかと思います。

この中で、我々税条例の、税のサービス制限条例というのがございますけども、この中に照らし合わせまして、税の滞納、その辺も調べて、そのサービス条例に照らし合わせた形で3月議会に補正予算の計上をしてまいりたいと思っております。

あと、ショウガ関係の研修会でございますけども、12月21日に中央公民館でショウガの根茎腐敗病の研修会がございますけども、このときに四国から講師の先生が来るということでございますけども、この旅費関係に関しまして、少しお手伝いができればなということで考えているところでございます。

あと、反、50万円の植えつけ推進あるいは株出しの管理関係のものに関しては、今現在、徳之島3町の関係機関でどのような助成をしていくか、これは、なぜ徳之島3町でやるかというと、南西糖業・農協さんが絡んでおりますので、行政単独の事業という形でなくて、3町が足並みをそろえていくという事業でございますんで、3町で今調整を進めているところでございます。

あと1点、追加で申し上げますと、農家に直接被害が及んだ場合に共済制度というのがござりますけども、これに関しては、8割の減収分が共済からおりるということでございまして、この

35%しか農家さんが入ってないという事態が、これを解消しなきやいけないと、沖永良部に関しましては、現在80%あるいは喜界島におきましては20%というような形でございますけども、やはりこれを少しでも上げて、こういう災害時に備えるということを農家に広報、推進してまいりたいと思います。

以上です。

○13番（美島盛秀君）

ぜひ今、説明があったことを実現していただきたいわけでありますけれども、ります、さっきも言ったように、「やります」と言うけどなかなか実現しない。まあ、これは余分ですけれども、9月議会で、農政懇談会で畜産の売り上げが、牛の売り上げが15億円、うその資料を提出して、それを経済課だよりであると、報告をすると、おわびを申し上げると、12月議会には報告できるようになるとおっしゃったんですけども、私は、その経済課だよりをずっと見てるんですけども、そういうことが載ってない。「やります」と言うけれども、きちんとやるべきことをやってないのが現状であります。

ですから、議会で答弁したこと、やるべきことをきちんとやっていただきたい、お願いをしておきます。

○総務課長（窪田良治君）

先ほどの美島議員の見舞金についてお答えいたします。

町の条例につきましては、伊仙町災害被災者に対する見舞金支給要綱の中で、「住居等の半焼半壊1世帯につき2万円、住居等の床上浸水につき1世帯当たり1万円」となっております。

今、町民生活課のほうで支給してございますが、7件、これは2万円ずつの7件でございます。14万円の支給をされているようです。

以上でございます。

○13番（美島盛秀君）

30万円のうち14万円が今現在支給されたということでよろしいですね。残り16万円は残っているということでよろしいですね。ほいで、この台風被害については、対策本部をつくって、そして何件あって、どういう内容だと半壊か全壊かということを確認をしているはずであります。

何件ある、そういうことをもう何ヵ月ですか。もう住めなくて、家賃を払って移っている人もいる。

本当に、まあ、2万円と少ない額でありますけれども、お見舞金をもらう側にすればありがたい話なんです。それがまだ残っている、すぐできないということは一体どういう理由から14件でしかできないのか伺います。

○総務課長（窪田良治君）

ただいまご報告いたしましたように、その14件の件数ですが、これは職員で災害の翌日に災害調査に入ります。その中において、災害調査を実施をした中で半壊以上というのがございます。

災害の枠がございます。一部損壊と、まあ、半壊という形になりますけども、一部損壊につきましては対象外でございますので、半壊以上につきましては一応見舞金を支払うという形になっております。今のところ7件上がってきておりますので、7件については支給をしてございます。

○13番（美島盛秀君）

そうすると、本人の申告がないとできないということですか。どうですか。その対策本部で掌握しているのは、もう何十件も上がってるはずなんですけども、本人がこうだよということをしないと、それもできないと。それは行政の怠慢じゃないの、きちんと調査をしているのにどうなってますかと確認をして、生活状況とかそういうのもやるのがあなた方の仕事じゃないの。

町民本当に困っているんですよ。どうですか、そのあたり。

○総務課長（窪田良治君）

ただいまのその7件の数字につきましては、災害調査を実施をして、その担当の職員のほうで把握をしてる件数でございます。

以上です。

○13番（美島盛秀君）

そういう被害があつて大変困っている、若い人たちもいる、その日その日の生活に困っている人もいるから2万円でもお見舞金が出れば助かるんだよと、ありがたくもらっているんだよと、それをなぜ早急にやらんで、まだ14件だけしかやってないの。7件ということは14万円、そこは理解できないんだけど、その30万円、全部使ったの。

○総務課長（窪田良治君）

先ほども説明いたしましたように、伊仙町の条例、伊仙町災害被災者に対する見舞金支給要綱に基づいて、7件の数字が上がってまいりましたので、それについて支給したところでございます。

以上です。

○13番（美島盛秀君）

だから、7件に支給しているから、その7件しか、あんたらが調査をしたのは7件しかなかったと、だけど、私が聞いてる範囲内では、半壊全壊、もう住めないような状況の人がまだまだいっぱいいる、それをどういう基準でそういうふうにやったのか。だから、私はあのときに質疑で30万円は少ないんじゃないのと、もっと増額をしてそういう、困ってる人たちにお見舞金あるいは手助けはできないのかというお願いをしたわけですよ。そういう話し合いなどは持ったのかどうか。

○議長（常 隆之君）

ここで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 1時5分

---

再開 午後 2時0分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○13番（美島盛秀君）

余りにも30万円という額が少な過ぎると、この件、見舞金とか救済対策ということについては、今後の議会等も通していろいろ質問もしてまいりたい、活動してまいりたいと思いますので、よろしく、今までの答弁で結構かと思います。

次の、時間がありませんので次に進みます。平成23年度に計画のあった地場産業振興施設と、それから次の、徳之島食肉センター、これは農業振興において非常に関連がありますので、もう答弁は要りませんから、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

この地場産業振興施設の件に関しましては、平成20年度からふるさと雇用再生特別基金事業を利用して、伊仙町島豚畜産グループという生産グループがありました。この中で、Iターン、Uターンの定住促進事業を入れて大きな政策の中で、私は取り組んできたものだと思っております。

その中で、農高跡地利用で、この施設をするという話がありまして、長寿食特產品加工販売施設整備事業を使って、この整備をすると、23年度にするという約束があったと、私は認識をいたしております。それで、地域振興推進事業調書というものなどで見積もりもとっています。

そういうことを副町長に相談をしたり、町長にも相談を、こういう施設がないとできないですよということをお願いしたんですけども、23年度にはその計画も出されてない。

先ほど、企画課長のほうからサトウキビ工場をつくると、センターをつくるという話を聞いてびっくりしました。先に計画したのはのけて、後から出てきたのを計画に入れて進めている。

どうも今の大久保町政はおかしい、ここらあたりから、私はおかしいと認識をしております。

この予算が、計画がなかったおかげでその本人も諦めて帰ったといいういきさつもありますし、またこの食肉加工センターについても、町長は答弁を控えておりますけれども、これにつきましては、新聞等でもご存じかと思いますけれども、伊仙町、そして初め3町で相当の負担をしております。

これは、当時、21年度から23年度6月まで連合長を務めていた当時の大久保町長が、平成22年度の2月に予算が、国が1億円、県が2,000万円、各町で8,000万円、2億700万円だったと思いますけれども、そしてさらに、3町で4,000万円の起債をつけて補正をしている、こういう事業であります。そういう中で、平成22年度の予算が交付金、県補助金、広域の起債というのができた時点で大久保町長は、大久町長に連合長が引き継いだ。ところが、大久保町長は自分で計画をして、事務局において、その事務局等に指導をしてこういう事業をしなさい、ということ、内容については新聞等でもうみんなが知り得ていることありますけれども、その事業がいまだかつて動いてない。

今年の4月1日から稼働すべきものが現在8カ月あまり動いてない。

それで、11月の末に再度試運転をしてみようということで、宮本精肉店が豚を1頭潰してやりました。もうこんな使い物にならんと、はっきり言っております。そして、事務局に聞いたら、いろいろ補修したり手直ししたり、いろいろ改善するところ多くて、また来年度予算で補正を組んでしないと年度内に稼働することはできないと。そうすると、1年間も、2億4,000万円もかけてつく

ったものが1年間も放置されている。このことについては、私は3町の町長あるいは伊仙町、当時の連合長であった大久保町長、責任があると思っておりますので、今後ともこの件に対しては徹底して追及してまいります。

そこで、これだけは、食肉センターについては私の報告だけにさせていただきます。

次の、3番目からそれぞれ、水道行政について、先ほど水道課長のほうから説明がありましたけれども、時間が足りそうにありませんので、私のほうからまとめてこの水道行政についてはお伺いをいたしたいと思います。

まず、水道料は、水道事業はもちろん、水道料金で成り立っているわけでありますけれども、税の徴収、使用料の徴収、これが滞納が非常に多いということで、伊仙町に徴収対策本部を設置して、年度末になると夜間徴収をしたりして、この本部長は副町長であります。そのもとで徴収対策をしてるわけでありますけれども、この議事録、例えば、本部対策室会議を開いて、その委員名簿、その議事録等があったら提出をお願いしたいんですけども、あるでしょうか、伺います。

○副町長（中野幸次君）

美島議員の質問にお答えします。

19年度に対策委員会を設けてあったんですが、それを全般的に税徴収を精査してみると、この徴収対策の委員会をもって、それが外発的ちゅうんですか、概略の徴収の段階で終わってるもんですから、税務課長と話をしまして、一応その諮問機関みたいな形で、その諮問するというのはいいかもしねないが、徴収というのは性質がそれぞれ異なります。

それで、税務課で扱うもの、あるいは住宅料、さらには水道料あるいは分担金とか、こういうのがあります。それを課ごとに分けてやったほうが徴収率が上がるということで、いわゆる発展的解消ということで、その課に責任を持たせていく。その上で、庁舎内で指導をしていくと、こういう体制をとりました、以降です。そうしたところが、どういうことが出てきたかというと、今、奄美群島のほぼ12市町村は徴収確保団体というのに入ってたんです。

ところが、この徴収を取って税務課が努力をしてきたおかげで、今年度から私たち伊仙町は、その税徴収の確保団体というのから外れました。これはどういうことかというと、徴収によく取り組んでいると、こういうことがあります。実績が上がってきたので、もうあなたたちは県のあれがなくても、税務課のほうですよ、できますと、こういうことだったんです。

だから、各課ごとに徴収についてはやっていくという、いわゆる発展的解消ということで徴収率の向上を狙いましたので、その他の、いわゆる対策会議というのは、全般的で余り持っていません。そのほうがよかったですのかなと、こう思っているところです。あとまた詳細の、補足ありましたら、税務課長のほうからもお願いをしたい……。

以上です。

○13番（美島盛秀君）

今の副町長の話を聞いていると、全く意味不明なこと、議会のたびに滞納の件については、過去

何回か質問・質疑があったはずです。そのたびごとに対策本部を設置して夜間徴収やら努力をしていると、先ほどもその一時いろいろな法的な手続をしたりして、徴収率がアップしたという話もありましたけれども、今、その意味を持たないような、対策本部の意味を持たないような話じゃないですか。あってもなくてもいいような話。

そうすると、各課からいろいろ徴収状況あるいはその対策本部の考え方、そういう議事録あるべきですよ。名前だけ、看板だけは立派な「対策本部」と掲げて、「対策室」と掲げて、そんな議事録もない、予定もない、計画もない、そんなええかげんなことをするから、まあ、後もっと私が説明しますけれども、こんないいかげんな行政になってくるわけですよ。真剣味がない、緊張感がない、今の執行部にとっては。今そういうことに対して、町民がどういう考え方を持っている、どういう見方を持っているか、よく考えていただきたい。

それでは、時間がありませんので、私がこの一連の流れについて言います。それに意見あるいは答弁ができるんであれば答弁をしていただきます。認めるんだったら認めるでよろしいですから。

まず、町長は、こういう内容を詳しく知らない、あるいはいろんな問題点があるからそこから逃げたい、そういう気持ちが先行している。まあ、出張やいろいろな行事等で忙しいかもしれませんけれども、やはり足元の、自分の、大久保町政、それを見つめた中でいろんなこともやらないと、いろんな問題が今山積している。

まず、10月31日水道運営審議会が開かれております。この徴収率、不納額も1億円近く、あるいは問題点が出てきておるわけですけれども、このような大事なことを町長知らないはずがないんです。副町長も知らないはずがないんです。その大事な、そういう水道運営審議会に町長は欠席をしてない、副町長が出席をしています。10月31日、まあ、代理かもしれませんけども、このようなときになぜ町長がいなかったのか、その責任の問題を認識していない、本当に真剣味にやる気があれば、私は出席をして、この委員会でいろいろ提案も、指示・指導していただきたかったということ。

それから、この滞納の徴収の件で、いろいろこの審議会の中でやっております。

その議事録もここに持っております。この中に、審議委員が13名おります、運営委員が。ところが、6名しか出席をしていない、まともに委嘱を受けた委員は。あとは代理とか、肝心かなめの役場の課長、議会代表、議会から1人、4人のうち1人、それから、各課長等も委員になっているんですけれども、かかわった、この当時の課長も含まれている。この委員会自体、私は成立していない、でたらめな委員会だと、審議会だと、私は思うんですけども。

そこで、この会議の中で、平成15年前の滞納額については、もう基本料だけを取って、1,050円の基本料だけを取って、その後の滞納分はもう要らないと、取らないでいいということを課長が決めて、それを担当の職員に指示している。そして、その結果が出たのが5,049件、そして欠損対象者数が654人、不納欠損額1,117万684円。この不納額1,000万円余りはもう取らなくていいと、基本料金だけ取っていいということを勝手に決めている。そして、担当に指示して徴収をさせている。

このようなことが行政の中でまかり通ると思っているんですか。このことが1点。まあ、一つ一

つ、かみ砕いて答弁をしてください、できるんであれば。

この他に、他にもありますかということで、この他にも数百件ある、この649人以外に数百件ある、ということは1,000件超てるわけですよ、こういう事態。そうすると、この1,100万円以上、やがて2,000万円以上の不納欠損を担当の課長がもう取らなくていいよ、基本料金だけでいいよと言って回収しなさいと指示をしてる。そのことがあって、なかなか徴収が催促状とか出せないということで、町長、副町長に相談をしている。それを町長、副町長はわかっているはずです。

23年、去年の9月29日、決裁を回してあるようあります。そして、このことを報告して、当時の課長、そして町長、副町長、係、徴収係の人が話し合いをして、その中で町長の指示事項として、副町長、町長の指示事項として数年間のゼロ検針後の入力による過大料金については、先月並みに処理をして1,050円だけでいいと、あの超過料については取らないということに指示をしている。

このことについて、記憶をたどりながら答弁をしていただきたいんですけども、そういうことを課内秘密会議をやって、もみ消そうと、何とかしてこれをもみ消そうとしている経緯が、まあ、これが議会で説明を求められたら、町長が、「私が説明するから」とまで言っている。だから、まあ、時間がないから私が言って、こう言ってから、それについて答弁していただけますか。

その流れについて答弁、認めるのか何月何日どういう会合がどういうところがあるということをちゃんと、私、調査しておりますので、執行部も記憶をたどりながら答弁をしていただきたいと思います。

そして、当時の、去年の、時間がないからちょっと説明してから、そして、去年の12月議会、ばれるのを気にして当時の水道課長と異動している、1月1日付で。これもこれを隠すための隠蔽作戦ですよ、私が考えれば。そういうことで、24年、今年の5月20日、いろんな、こういう徴収ができるないと、困ったという担当の職員から報告をして決裁まで受けている。こういうことが公務員として考えられないような、非常識なことが平然と行われているのが今の大久保町政だと、私は思っております。

ですから、今、大体の説明をしたんですけど、これに当てはまるのか、また全然関係ない、知らなかつたという、一つ二つ、イエス・ノーでお答えください。

#### ○町長（大久保明君）

美島議員の質問にお答えいたします。

その、去年の9月29日の件に関しましては、これはもう1年前のことございますので、具体的にどういうふうな会話をしたかということは詳細には覚えていません。ただ、私はそのいろんな水道料金の滞納等、そういうことに関しましては、これをいつまでも請求してもなかなか町民自体が払えないとか、あるいはこのもう島に住んでないとか、亡くなった方々たくさんいるとかいうことも含めて、この不納欠損という対応をしたほうがいいということは申し上げたと思います。

ですから、これは、いろんな伊仙町民が、例えば、水道のこのいろいろメーターがついてないところとか、それから、迂回路がたくさんあるとかいうことは町長になってから、いろんな点で気づ

いてまいりました。

今、美島議員がおっしゃるとおり、このようなことはやっぱりちゃんと解決をしていかなければなりませんけれども、その点は我々もその点を、料金をとめたり、それから今税務課でやってるいろんな差し押さえ、法的処置をやってきて徐々には改善をしてきていることは間違いないと思います。

ですから、これを給水停止をしたときにも、いろんなトラブルも現実には起こりましたけれども、こういった対応を断行するということを、町民がいろいろ困ることもありますので、その辺はバランスよく水道課もやってきたと思います。

それから、いろんな異動に関しましては、これは、議員の思い違いはたくさんあると思いますが、何かを隠すために異動するとか、そういうことは全く考えたこともありませんし、それは間違いだと、私は思っていますので。

今後、今回いろんな情報公開ということで、町民の方が本当にいろんな形でその、不公平性、税も、全て水道料金もそうですけど、払った人と払わない人がいるということ自体は、これは絶対に解消していかなければなりません。それは、その不平等感というのは、ずっと議会でも、私は訴えてきたつもりでいますので、今後とも最善の努力をして、町民に、さらに信頼ができるような町政をやってまいりたいと思っております。

### ○13番（美島盛秀君）

今、町長の答弁で、私が考え間違いのようなことを言っていますけれども、確かに死者については取れない、あるいは行方不明とか取れないのも何件も、何十件あります、何百件もあります。それについては過去、不納欠損でおとし、議会に上がってきて認めました、決議しました。

それは当たり前のことですよ。

ところが、今回は議会に上がらないで、当時の課長がもう滞納後には要らないと、基本料金だけを取りなさいと指示をしてるんですよ。そしたら、その、例えば5,000円水道料金があったとする。5,000円から1,050円、基本料金を引いたら3,950円、これは取らないでいいと、基本料だけ取りなさいと指示をしているんですよ。そしたら、その不納欠損の分は議会に上がってこなければいけないはずですが、この何年か議会に不納欠損で上がったことは一度もないんです。以前はありました。議会でも認めております。このことを総務課長にも相談をしている。そして、総務課長と当時の課長、当時の総務課長が相談をして、じゃあそうしよう、そうするしかないでしょうねということで指示をしているわけですよ。

まあ、いろいろ細かいこともありますけれども、今、町長が言った、改善をいろいろ法的根拠したり、いろいろ改善すべき点はある、努力をしている、私の間違いじゃないかという指摘がありましたけれども、じゃあ、なぜ私がそう言ったかというと、町民から、もうこういうことにたまりかねて、町民から情報公開開示請求書が7月1日に出されている。これはご存じですか、町長。

### ○町長（大久保明君）

そのことは、町長宛に来てますので、私ははっきりと覚えております。

○13番（美島盛秀君）

7月1日にこの請求が出されている。それを水道課長あるいは総務課長、みんなで相談をして、協議をして、これは法的に30日以内に回答を出さなければいけないという法律、根拠があります。しかし、7月1日に出したこの開示請求が111日後、1カ月のものが3カ月、4カ月近くたってから出ている。その間には、すごい隠蔽作戦、もみ消し作戦、それがうかがえるようなことがたくさんあります。そういうことがあって延びたわけでありまして、10月の18日付でその決裁で、開示請求をした本人に10月19日付で届いています。その111日間、3カ月余りも放っておいた、その中身については、もういろいろありますけども、時間がありませんので言いませんけども、この111日間延ばした理由だけを説明してください。

○町長（大久保明君）

正直申し上げて、この30日という時間の制限があることは、まあ、恐らく誰も知らなかつたと思います。そのことに関しましては、私たちが勉強不足だったことはこの場でおわび申し上げます。ですから、いろいろ対応もしていかなければなりません。それを調査したり、さかのぼってデータを集めたりしたり、それから、いろいろ台風が来て水道課の方々も台風の最中、毎回その現場に行かなければならないとかいうことなどがあって、まあ、そういう合間に縫ってデータを集めて今回請求のあった方に提出したという状況でございますんで、決して物事を隠そうとか隠蔽しようとか、そういうことは全くありませんので、そのことは、私は美島議員に決してなかつたということは申し上げたいと思っております。

○13番（美島盛秀君）

私は、これは町民を代表して質問をしているわけでありますけれども、今言ったことは、町長、本当に町民に失礼です。勉強不足、忙しかった、そんなことが平氣で言える、町長、誰もそれは忙しいですよ。そんなこと、町長、いつも言ってる。「私たちは公僕であり、職員は公僕であり、町民の、住民サービスをしなければいけない」ということ、いつも言ってるじゃないですか。それを勉強不足だと忙しかったと、一言二言で済まされると思いますか。

今、そういうことがちまたでは、いろんな噂に広がり、もうこれだって氷山の一角だということが出てるんですよ、余り申し上げたくないんですけども。言いなさいと……、言いますよ、時間があれば。まあ、そういうことで、この開示請求がなされた7月1日からこの10月18日決裁を受けた、その間には公印私文書偽造、日付まで改ざんしているんですよ。それを忙しかったからできなかつた、勉強不足だからできなかつた、そう言えますか、町長。内容を知らないからそういう……。

○副町長（中野幸次君）

今、確かに、この町長宛てに来た文書を受け取って見て、それで内容的に町民が考えるということで、重要な指摘になるので、このことについて、やっぱり正面から向き合ってくださいということを7月何日ですか、水道課長に私のほうからコピーを渡したのが最初だと記憶しております。

ところが、その間、その内容の情報開示について、私たち、先ほど町長からもありましたように、内容がよく理解、私たちもできませんでしたので。

だから、その内容、量をどうするかということの検討やら、あるいはそこらについて検討を重ねていたと、こういううぐあいに理解をいただければと思います。

○13番（美島盛秀君）

全然理解できません。そんないいかげんなことをしとつて理解してください、いつもそうです。勉強不足、忙しかった、理解してください、今の世の中にそういうことが通用しますか。

じゃあ、言いましょうね。ちょっと待ってくださいよ。この開示請求書が来て日付を改ざんしているんですよ。受発簿というのがあるはずです。その受発簿の日付を改ざんしているんです。

これは、今、答弁要らないです。後もってきちんと話し合いをしてください。日付が変わっている。

これを改ざん、隠蔽工作、法律違反、そういうことでないと、知らなかつたと言えますか。それを決裁しているんですよ、ちゃんと、町長は。副町長も総務課長も。まあ、後で話し合ってください。

もし、今話し合うんであれば、休憩して答弁してください。

○総務課長（窪田良治君）

ただいま、美島議員の質問の中で隠蔽とかいろいろありましたけども、そういうことは一切ございません。若干私どものその文書の取り扱いについて、遅れた部分はございます、受け付けについて、これはもう正直に町民の皆さんにおわびを申し上げます。

7月1日付の文書が来ておりました。おりましたというか来てました。そういう形で、町長のほうからのコピーが回って、水道課のほうでは7月10日で一応対応している中で、私どももその文書がどこで受けられたのか若干、ございませんでしたので、町長に聞きました。

それで、8月8日に町民の方からその文書が受け付けについて、どうなってるかということを聞かれまして、そこで文書の詳細を確認をいたしました。で、8月9日に文書の受け付けをした次第でございます。

そういう形でありますので、受け付けにつきまして、私ども文書担当と、私も総務課長ですので、私の責任だと痛感いたしております。ここでおわびを申し上げます。

そういう形でございますので、先ほど言いましたように、隠蔽とかそういう形は一切ございません。

以上でございます。

○13番（美島盛秀君）

と思いますはね、あなたの勝手です。この件に関しては、監査請求も出ているようでありますので、後もって、きっちとした形でその結果が出てくるものだと思っております。

こうして、私は謝罪で済むものではない、すみませんで済む問題ではないと思ってます。

冒頭に私は、今年は50周年という大きな節目で、大きなお祝いができたということを、町民と一緒に喜びたいということを冒頭申し上げましたけれども、大阪の、関西伊仙町連合会顧問大山正夫さんと、まあ、議会にも来てると思いますけど、本当に関西や関東にいる出身者の皆さん、涙の流れる思いで感激して帰ってます。このお札状を見れば、本当に嬉しいことですよ。

そのために、私たち議会も、大阪である50周年記念大会には出席もしました。そうして、全国にいる出身者の皆さんと、あるいは私たち地元とか、こう交流ができる、島のためにみんなで頑張ろう、先ほど町長も言いました、町民とみんなで一体となって頑張ろう、そういう答弁もありました。

そういうことを、こうして思ってくださる方々に、私、今、こういう状況、伊仙町の状況を知つたら、これ、ネットで全国、見ている人も多いと思います。本当に申しわけない。今の大久保町政の状況を見たときに残念でなりません。

なぜこういうことが起きるのか。町長も一生懸命、忙しい中を縫って頑張っていますよ。

50周年記念に向けたり、いろんな行事、ほーらい館、百菜あるいは長命草とか農業振興に頑張っていると思う。しかし、それは、私は表面上でどんどんこうマスコミも取り上げてやっている、みんな認めている、内容を知らないから。で、ありがたい、こういう感謝の手紙もきました。

そういうのを隠れみのにして裏でこそこそそういう問題がいっぱいある。そういうことに対して、今、町民は絶対許さないですよ。それを、町民を代表して、私は議会でこう質問をしてるんです。

それを謝罪をして済ませようとか、そういう問題じゃない。だから、さっきも言ったように、住民監査請求が出てます、結果は出るものだと思っていますので、結果を待ちたいと思っております。

これで終わりますけれども、この件については終わりますけれども、まず、町長は普段人事異動については「適材適所」という言葉をしおちゅう使ってる。こういう職員を配置したことについて、適材適所と思ってますか。

#### ○町長（大久保明君）

質問は通告はないんですけども、先ほども申し上げように、この職員の全体の資質を向上させていくということが大変大事であります。私は現段階で職員はとにかく適材適所、それはその人の人格、能力、経験、そういうものを、あらゆることを把握して、適材適所をやっています。

ですから、これから私は、今、上辺だけ伊仙町はよくなってるようなという表現をなさいましたけれども、しかし、伊仙町が上辺から、そして伊仙町民も誇りを持って、そして他の町から評価されていけば、必ず職員は資質は上がっていきます。そして、このようなことはあってはならないということを職員は必ず自覚していきますので、そういうために営業も知らなければいけないと、株式会社伊仙町として、どんどんこの町を発展させていかなければいけないと、人がどうしたら集まってくれるかという戦略も立てていかなければいけないということは常に考えている、そのことは職員にも常に、何回も申し上げている。

ですから、そういうことをしながら、こういう、その、まあ、あえてこういうこと言つたらいいけませんけど、人間の社会ですから、いろんな過ちもあります、それは。知らないことも、知識がな

いこともありますけど、ですから、そういうことを、私は今回あったことは素直におわび申し上げて、さらに職員の資質を上げていこうということを思って申し上げてるわけですから、決してこの町を変な町にしようとか、隠蔽工作するような町にしようとは全く思っていないわけですから、（発言する者あり）このことは申し上げておきますので。

### ○13番（美島盛秀君）

はい、わかりました。町長の考えはわかりました。それで、私は事務分掌もとつて内容も見ました。職員がどういう仕事をしなければいけないかというのを見ました。そういうことは一つも書いてないですよ。当たり前の仕事をしなさいという事務分掌です。

それで、ある場所で町長にも言いました。「職員や議会を甘やかしたらいけないですよ、もっと緊張感を持ってやらなければいけないですよ」と、町長にも助言をしたときがあります。

で、ある場所でまた町長は「職員はばかだからね」とまで言いました。そういうふうに、余りにも職員というものを部下を軽く見過ぎているから、「もっともっと能力を上げなければいけない」、好きなことが言えるんです。一生懸命頑張っている職員もいますよ。

で、この、こういう人事異動、適材適所ということに対しては、別に一生懸命頑張っているから、これから資質向上のためにそれも経験だというような内容なんですけど、私は、公僕として職員として採用された。それは、一生懸命勉強して、もう何年も何十年もしている人だからこう課長にもなれた、昇格をしていると思うんです。そういう人をいまだに、また他の課の大事な課長をさせた、あるいは隠蔽工作とかそういうもみ消しとかそういうことはなかった。まあ、これも私の勝手かもしれないんですけど、そういうことに、町民を代表している議会に対して、町長、自分の都合のいいことだけしか言わない。それは、まあ、もちろん、そうでしょう。自分をかばいたいから。

だけど、今の町長のおわびだけでは、私は済まされる問題やないと思います。

今後の人事異動についても、こういう問題が発覚したらすぐ変えたりしている、都合の悪い人はすぐ異動している。この事務分掌には、ことしの4月1日ですよ、24年度はこういう体制で行きますよと、全課全部事務分掌が載っている。それがもう今、異動されていない人もいますよ。

今日のこの水道行政のことだけじゃないです。以前にもありました。言いなさいというなら言います。課長がグルになってやったり、で、すぐ異動させて、記憶ないですか。幾らでもありますよ。

だから、そういうことが積もり積み重なって、緊張感のないことがあるから、もっと緊張感を持って公僕としての仕事をしなさい、そういうことを、私は町民を代表して言ってるんです。

今言ったことに対して、町長、弁解はないですか。

### ○町長（大久保明君）

職員が町民のためにやろうということは、私は常に考えていると信用しております。

ですから、いろんな状況の中で、いろんな手違いがあつたりとか、その無責任な体質になつたりすることがあったと思いますけど、そういうことを少しでもなくしていこうという形で、今、町の職員は、今ほど、この心新たにしてこの町をよくしていこうと、公僕として頑張っていこうという

時期は、私はないんではないかと思います。それだけ、この前の50周年にしても、職員は本当にこの町のためにやっていこうということを全力で取り組んでおりました。ですから、それは、いろいろ見解の相違だと、私は思います。今ほどこの10年間で40人ほど職員が少なくなってきた中で、また地方分権という中で仕事量が増えてきた中で、職員は本当に、各集落の担当職員として、いろんな災害、行事、いろんなイベントに関して全力で取り組んでいると思います。

美島議員のおっしゃるとおり、まだまだ職員は頑張る、潜在能力を引き出していかなければなりません。先ほど失礼……、私は職員をばかだとか、そういうことを、町長として言うはずもないです。

○13番（美島盛秀君）

どこで言ったか言いましょうか、じゃあ。

○町長（大久保明君）

それは、あなたの勝手ですから、そういうことは思ってないということを、まあ、質問の中で言いたいことは何でも言っていいんですけども、ただやっぱり、礼儀とか品格とか、そういうことを考えて、この神聖な場である議場で、やはり発言していい内容ということも、美島先生ももう少し学んでいただきたいと思います。

○議長（常 隆之君）

質問項目を、要点について質問をしていただきますように。

○13番（美島盛秀君）

当たり前のことしか言ってない……、町長が言ったんですけども。常識外れみたいなことを言つてゐるんだけど、伊仙町を思う気持ちがあるから、言いたくないことまでも言いたくなるんですよ。言わせるようなことをやつてから言うんですよ、当たり前のことじゃないですか。

そこを、お互いの認識の違いですから。

じゃあ、まあ、これはこれで終わります。また、後の監査請求等、流れを見守っていきたいと思っております。

次に、町制50周年記念事業についてでありますけれども、表彰の意義でありますけれども、2人の名誉町民がまた誕生、追加されました。私が思うのは、たくさん何十人も表彰している。

なぜ、まあ、それはそれぞれのところで貢献あるいは内容等について申し分のない人たちだと思いますけれども、それ以上に表彰された方々以上に、たくさんまだいると思います。なぜそういう区別したような表彰の仕方をしたのか。

それから、私が、一番ここで大事なのは、村制から町制へやつた、元の勝久町長、これが表彰、一番、私は表彰るべき人じやないかと思います。まあ、死亡したんですけど、しかし、死亡した叶さんは表彰もされて……、まあ、もちろん、名誉町民にはなっておりますけど。

そちらあたりを、私は、一人一人あるいは過去を振り返って、50年の歴史を振り返って、そういう人たちがいたのか、そういうことも考えてやつていただきましたかたがったんですけども、その選考基

準、そういうふうなのをどういうふうにして、あるいは委員会がどういうふうにしたのか伺います。

○企画課長（牧 徳久君）

議会の皆様方や、全町民の皆さん、大勢の郷友会の皆様のご列席のもと、盛大に開催することができました。議員の皆様に、ここに御礼申し上げたいと思います。町制施行50周年記念事業において、今回表彰された皆様は、各部門別に75名と、非常に多いような感じもしますが、これについては各部門から推薦いただきまして、推薦委員会推薦基準を設けまして、適切にやったことあります。

まあ、他に、美島議員がおっしゃるとおり、他にも漏れている方もいらっしゃるかわかりませんが、今回はできるだけ表彰者を少なくするために、前回40周年時に表彰された皆様は省きまして、新たな功績があった場合だけ追加という形で推薦がまいりまして。

この表彰についてもですが、今後、20周年とか40周年、50周年と続いたわけですが、今後も60周年、70周年とか80周年、100周年と続きますので、美島議員がおっしゃる方たちも、今後また検討の余地があるんじゃないかなと思いますので、今後また次の町制施行何十周年の先には、こういった方も推薦に上がって表彰ができたらなと、考えておるところでございます。

目的としては、広く町民に敬愛されまして、町民に希望と活力を与えるとともに、政治・経済・教育・文化・社会・体育・その他各範囲にわたって、特に顕著な業績のあった者に対して、その栄誉をたたえて表彰しているわけですが、どうか、今後も続きますので、そういった方を推薦いただきたいと考えております。

以上です。

○13番（美島盛秀君）

私が聞きたかったのは、その村制から町制へ移行した元の町長勝久さん、これについて、そういう表彰対象になったりした経緯がありますか。

○企画課長（牧 徳久君）

20周年とか40周年を調べますところにおいては、表彰の対象に上がっておりませんでした。

今回も、そういった、まあ、部門別に各課から上がってくるわけですが、そういった対象にはなっておりませんでしたが、今回、今般、美島議員からそういうご指導をいただきましたので、次期、何十周年の事業のときには、記録に残しておいて実行していけたらなと考えているところであります。

○13番（美島盛秀君）

そういう先人、オヤホウガナシ昔の人たちのそういう並々ならぬ努力、そういうのを今いる我々が感謝してあげる、それもこれから若い人たちに引き継いでいく、一つの指導じゃないかな、勉強になることじゃないかなと思いますので、歴史的観念、そういうことからして、ぜひ掘り下げて今後は、ここは、そういう表彰対象に、行政やっていただきたい。

緊張感のないということを、私、何回も申し上げますけれども、やっぱり公儀としての緊張感を

持って、常に町民へのサービス精神だと、サービスだという気持ちがあれば、私は雨に濡れようが風に吹かれようが日に照られようが、死に物狂いで頑張れると思います。昔の人はそうしてやってきたんですよ。だから、こういうふうな問題が出てきている。もう少しこれからは緊張感を持って取り組んでいただきたい。

今の大久保町長の行政に対する風評というのは、全く聞き捨てならんこといっぱい入ってくる。それは、噂話かもしれませんけれども、そういうことが出てくるということは、私はどこかにそういうのがあると、出てくるんだろうと思いますんで、執行部が一丸となって、今後名誉挽回のために頑張っていただきたいと思います。

町長選挙については、先ほど町長の考え方等伺っておりますので、2回目はしません。

今後、伊仙町がどこまで出身者の皆さんや、そして地元の住民の皆さんに信用を回復して、ああ伊仙町はさすがだと、再び言えるような町になることを期待して、一般質問を終わります。

○議長（常 隆之君）

ここで、美島盛秀君の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後 2時54分

---

再開 午後 3時19分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上木 勲君の一般質問を許します。

○12番（上木 勲君）

平成24年度第4回定例会に当たり、一般質問を行います。

ことしは、大型台風の襲来で甚大な災害を受けられた皆様方に、まず心からお見舞いを申し上げます。

今、伊仙町のこの現実の窮状を真摯に受けとめ、お互いに共通認識を深め、この困難を乗り越え、協力して暮らしや生活を支える農畜産業の再建、振興に取り組んでいかなければならないと思います。

年末も押し迫ってまいりますが、迎える平成25年に望みを託して、町民ともどもすがすがしい新年を迎えることを願っています。

さて、地方自治、役場もそうですけど、全ての物事を法律で決められている、こう手順や手続で書類でもって決裁して仕事をするところであります。これは、私の一般質問とも関連しますので、伊仙町の例規集702ページの宣誓文のまづ復唱から進めてまいります。といいますのは、町職員が誇りを持って、本当にその、伊仙町役場職員になってよかったですということで仕事にやりがいを感じて頑張らなければ、この町はよくなりません。そこで、職員の皆さんに、ここに役場職員に採用され

て、その初心を思い起こす意味合いから伊仙町条例例規集、服務規程の中の702ページにある、服務規程による宣誓文から入ってまいります。

まず、職員をされて、採用に、試験を受かつて、いろいろその職員のいろんなことを評価して、職員に採用されまして、そうして、ここに、役場に、伊仙町民に宣誓文を出して、そうして職員に採用されるわけであります。

宣誓書、私はここに主権が国民に存することを認める、日本国憲法を尊重し、かつ擁護することをかたく誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。平成何年何月何日。

名前を書いて、そして印鑑を押して提出をして職員に採用されると、まあ、一応こういうことがあります。

まあ、今、この日本国憲法のことについては、今、盛んにテレビで選挙を行っておって、いろいろ言われておりますけども、しかし、この日本国憲法は戦争で負けて、そうしてその後昭和20年にこれが制定されて、もう徳之島でも何かもう干ばつの日に雨が降ったみたいな、もう学校の先生方が浮かれて、この日本国憲法をみんな歓迎して、何かお祝いしとったということを思い出すわけでございます。

そこで、これはこれとして、こういう意味合いで、まあ、先ほどお話ししましたように、地方自治は職員が、事務手続で全ての仕事をするということですが、今回、町民から、まず第1番目の、私の質問でありますけれども、町民がこの町の事務、行政について、伊仙町情報公開条例という、これにもうずうつと長い条例がありますけども、この条例に基づいて、そして、このとおり何の瑕疵もなく、一応その条例開示の請求をいたしております。

そこで、これを、先ほども同僚の議員がこの問題について、質問をしておりますけども、私は、これを時系列に順を追って、皆様方が今、先ほどもその文書がないので、経緯がわからないとかいうことでしたので、順を追ってちょっと述べてみたいと思います。

まず、この伊仙町情報開示条例の第4条の規定で、不備なく、平成24年7月1日付で水道料金の不納欠損問題を中心とした行政文書開示請求書を、亀津の郵便局より伊仙町役場伊仙町長宛てに郵送したと。そこで、この情報開示条例11条には、「開示請求があったその日から30日以内に開示決定を開示請求者に書面で通知しなければならない」と定められております、これは。

2点目に、平成24年8月27日、請求から57日に至っても通知がなく、伊仙町長へ伊仙町情報開示条例の第11条の条例違反通知書を郵送したと、内容は、「7日以内に開示決定書を書面で通知することを請求する」と。2点目に、条例違反について書面による、また謝罪も求めたと。

次に、3点目に、平成24年9月27日、87日に至って何らの通知、連絡すらないことから、受け付け事務の写し、請求書を情報開示の総合窓口である総務課長宛てに郵送した。また、請求者は8月8日、総務課長に電話で開示請求書は町長宛てに届いているのか、またいつ届いているのかを連絡

したと。その問い合わせに、職員は「届いています。受け付けではわかりません。文書受発簿に記入されてません。Fさんが町長に直接渡した」と証言をしている。

4点目に、亀津郵便局に郵便物の不着申告をする。あの郵便物は届いてなかった。亀津郵便局に行って調べました。そしたら平成24年10月5日に亀津郵便局員が不着申告の調査で伊仙町役場総務課に来て、役場職員に「文書は届いているか」と聞いたら、「受け付け日はわかりません」とのことであったと。

そして、6点目に、平成24年10月2日に文書受け付け印の写しコピーが、受け付け日は請求者に次のように証言している、その、いわゆる、あれには、日付の入っていない行政文書請求書を平成24年7月10日、水道課全員に配付をしたと。しかし、総務課の職員は、総務課長より8月9日に文書を渡され、8月9日の受け付け印を押すように、また後から指示されたということです。

7点目に、平成24年の10月17日に情報開示請求をしたが、110日経過しても何らの連絡もないで、請求者は県法制課、県に、県民情報課に事実報告をして、係はすぐに県市町村課より、県の職員は伊仙町役場に連絡をとらせますというようなことで、10月18日と10月22日に県市町村課より2回にわたり、伊仙町総務課に連絡をとったと。そういうことがあって、平成24年10月19日に、開示請求してから、何と111日目で請求をした内容の区分全部開示で、行政文書開示決定通知書がこの請求者に届いたと。大体、以上が時系列に配列された経過であります。

そこで、まあ、以上の経過ですけども、この町民が7月1日に水道料金の不納欠損を中心とした文書開示請求を行ったと。その後再三の請求にもかかわらず、だんまり放置し、県地方課から2回目の、2回もの指導があって、110日目に開示通告をしていると。11条には、「開示請求があった日から30日以内に開示決定通知をすること」となっているのに、なぜこのようなことになったのかといったことにまず質問をいたします。

次に、水道料金の徴収について、設置されているメーターも検針しないで料金徴収をしたり、先ほどからもありましたけれども、水道メーターを設置しないで水道水を使用しているところもあって、不納欠損処理が法令どおり適正に処理されてない、いいのか。

といいますのは、これは伊仙町の財務規則を見てみると、この不納欠損の場合は、伊仙町では、その他では不納欠損ということは町のこの財政、これはもう財政を破棄するですから、もう取れないということで、もうこれは取れませんということで、何ていいましたか、町のこの金を失うわけですから、欠損処理があるわけですから。

他のところでは、規定とかそれから、規則とか要綱とかもういろんなこの手続があって、文書でもって各課が、課の職員が全部決済していって、最後は町長が決裁をして1件1件、そして最後は町議会に提出をして、それを認めてもらうと、こういうような段取りになるかと思うけれども、そういうようないわゆる手順で処置されているのかどうかについて、お尋ねをいたします。

次に、この社会福祉協議会の件でございます。社会福祉協議会については、新聞等とか、今、選挙最中ですけども、過去の選挙でいろんなこの社会福祉協議会で選挙の投票に、いろんな違反事件

もあつたりして、この「千寿の里」でも期日前投票でその郵便に、期日前に投票して郵便に郵送したとかいう事件があつたと、私は聞いております。

そういうことで、社会福祉協議会の自主性、中立公正を担保し、一党一派に偏向偏在しない、政治的中立を貫くために、とにかく鹿児島県の43市町村あるわけで、そこに社会福祉協議会がありますけども、そこの理事長に現職の町会議員が、議決を持つ現職の町会議員が務められてるところは、ここ伊仙町だけあります。

そういうことで、社会福祉法第61条、事業経営の準則というところがあつて、「国や地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者は、次に掲げるところに従い、それぞれの責任を明確にしなければならない」、2点目に「国及び地方公共団体は、他の社会福祉事業を経営する者に対し、その自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと」、3点目に、「社会福祉事業を経営するものは、不当に国及び地方公共団体の、この財政的、管理的援助を仰がないこと」という、この社会福祉6法の中の61条という法律があります。

この精神に基づいて、そして今度は通達が、あれは時の厚生省ですか、が出されて、関係行政庁の職員が法人の役員となることは、法第61条に規定する公・私分離の原則に照らして、適当でないでの差し控えること、地方公共団体の町長など、特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、役員として参加することは妥当か、また、行政庁職員の参画は5分の1以内であると制限もされている。こういうふうなことで伊仙町の現状を町長は、町長のこう、各、伊仙町には社会福祉協議会、いろんな団体があります。そこが住民福祉のために、公平にこう機能するように、それを調整する調整権というのも町長にあります。そういうことから考えて、この事態をどう思っているのかといったことに明確な考えをお尋ねいたします。

4点目に、学校給食についてお尋ねをいたします。

学校給食については、これ、せんだってちょっとあちこちからこのことについて、犬田布方面から電話がありまして、聞かれたので、私も余りこのことについては勉強もしてなかつたので、質問もするわけですけども、この話では、食べ盛り、育ち盛りのこの中学生で、午後クラブ活動などで腹が減って、たまらなくひもじい思いをしているとのことである。親としては、弁当を持たせようと思っても禁止とのことで、このようなことを含めて、学校給食の量や味、食材、食事マナーなど、全般にわたってのアンケート調査や研修会あるいは父兄を交えて意見交換会など、教育委員会内で実施したことはあるのかと。

また、そういう中で出た要望や意向について、教育委員会で対応を議論したことなどはあるのか。また、今のこの中学生の事例の場合に、他の鹿児島県本土とか、他の市町村ではどうして対応しているのかという質問をいたします。

5点目に、犬田布体育館、中学校の体育館であるわけですけども、ここは、父兄の話でも、体育馆も教室であると、その教室で授業ができないじゃないか。雨の日はそのできないとのことで、学校や町執行部、教育委員会で議論はどうするのかと、そういうような話し合いなんかして結論な

んかは出ているのかと、以上のことについて質問をいたします。

後、残った問題については、自席のほうで一つ一つまた執行部の答えを踏まえながら質問をいたしたいと思います。これで1回目の質問を終わります。

○町長（大久保明君）

上木議員の質問にお答えいたします。

伊仙町情報公開条例につきましては、先ほども議論いたしましたので、また担当課のほうからまでは答弁をしていただきます。

水道料金につきましても、水道課長のほうから答弁をしていただきます。

3番目の、社会福祉協議会のあり方については、今の社会福祉協議会の会長さんが就任して、伊仙町の福祉行政はかなり改善してきているような気がいたします。法的には違法でないという状況であります。

それから、学校給食についてと、5番目の、犬田布中学校体育館については教育委員会のほうから答弁をしていただきます。

○教育長（茂岡 勲君）

上木議員の質問にお答えいたします。

4番、学校給食については、教育委員会で児童・生徒に一番近い位置にいる給食センターの平山所長にお答えをしていただきます。

それから、犬田布中学校の体育館については、教育委員会の総務課の鶴永課長にお答えさせていただきます。

○学給センター所長（平山栄文君）

上木議員の、学校給食の現状についての調査をしてあるかという質問についてお答えいたします。

学校給食の現状についてのアンケート調査は実施したことがありません。しかし、毎日のやりとりを各学校との連絡帳でもって、その日の給食に対する要望や質問等について、電話等で対応しております。

給食の量につきましては、毎日学校ごとに残食調査を実施して、学期ごとに行われる給食担当者会議で確認しております。

また、マナー等につきましては、各学校からの給食指導等の要望があれば、栄養教諭が各学校に出向いて指導しております。

以上でございます。

○教委総務課長（鶴永宏造君）

上木 勲議員の、犬田布中学校の体育館の雨漏り対策はどうなっているかということについて、お答えをいたします。

体育館の雨漏りについて、先日、犬田布中学校の教頭先生より詳しい状況を確認いたしました。昨年度、体育館の防水工事を実施いたしましたが、小雨のときは雨漏りはないんですが、大雨のと

きはやはり雨漏りがして、体育館が使用できないということでした。

また、ことしは相次ぐ台風によりまして、雨漏りの状況がさらに悪くなつたということでした。

今後の対応といたしましては、今年度で防水工事をして、体育館がいつでも使用できるように、私たち教育委員会のほうで早急に対策を講じていきたいと思っております。

以上です。

#### ○水道課長（芳田勇人君）

上木議員の伊仙町情報公開条例に基づく行政文書開示についてお答えいたします。

先ほどの美島議員からの質問もあり、町長、副町長の答弁とダブるところもございますが、事務担当の水道課のほうからお答えをいたします。

町民の方から行政文書開示請求、水道課にかかわる内容がありました。その内容から4事項についての開示請求と認識し、作業を進めてまいりました。その中で、開示請求1事項に関しましては、すぐに開示できる内容でございましたが、残る3事項に関しまして、調査あるいはチェックにかなりの時間を要してしまい、行政文書開示請求者の町民の方には多大なご迷惑をおかけ、本当に申しわけなく思っております。

今後は、こういった行政文書開示請求等があった際には、私ども職員が十分な知識を持ち、スピーディーな対応ができるよう改善していきたいと思っております。

その次のページの上木 熱議員の、水道料金の徴収についてでございますけども、調査いたしましたところ、確かに水道メーター未検針及び未設置がございました。この2点で、いずれも特に多かったのは畜舎、牛舎と倉庫あるいは公民館等でございます。今後は、未検針とか発生しないよう、職員を初め検針員に対し、徹底した指導をし、メーター未設置の方にも指導をしていきたいと思っております。

次に、不納欠損処理についてでございます。こちらのほうは、平成22年度に上水道で不納欠損処理179万410円を行っております。これは、22年度の決算書に添付されております。

また、平成19年度から23年度までの期間、電子上での処理がなされていました。これは、今調査している段階でもございますけども、死亡者または住登外がほとんどで、今後どういった処理をしていくか、慎重に検討していきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○総務課長（窪田良治君）

先ほど上木議員のほうから質問がございましたように、一連の流れといたしまして、伊仙町公開条例に基づく、行政情報の開示についての流れという形で、上木議員のほうからお示しがありましたように、町民のほうから7月1日付の情報公開文書がまいっておりました。

これにつきまして、担当のほうから町長の事務文書という形で町長に手渡しをした状況でございます。

そういう形で、7月10日にコピーが担当課のほうに行った状況で、それによって私どもも受け付

けはされてるものだという感覚の中で業務をしてございました。これについては、的確な事務処理がなされなかつたことについて、そうですね、感じてるところでございます。また、大変申しわけなく思っております。

そういう形で、8月の8日に町民の方より電話にて文書の受け付けがされたかどうかという確認がありました。そういった中で、その文書の所在を一応確認をし、町長から受け取り、8月の9日に受け付け印を押したという形、これは私の指示でしてます。8月9日に最終的には、受発簿文書の受け付け印となっております。

先ほど10月の18日、10月22日に県の市町村課のほうから指導があったかという形でありますけども、直接私は受けませんけども、補佐のほうで受けられて、現在の受け付け状況についての詳細などについての経過を聞かれたようです。という形で10月の18日に開示決定通知という形でしておられます。これにつきましても、先ほど水道課長のほうからありましたように、4項目にわたる中身の精査という形、精査というか調査、そこらについて日程がかかっております。

総務課においての開示請求の開示については、担当課のほうから上がってこないとどうしてもできない状況でありますので、こういった形で開示に110日も過ぎたという形になっております。

先ほども水道課長のほうからありましたように、今後こういった行政文書等文書処理につきましては十分留意をし、また私たちもこの勉強し、また知識を持ちながら今後の業務に努めたいと思っておりますので。

以上でございます。

#### ○保健福祉課長（松田一郎君）

社会福祉協議会の組織の形態のあり方ということで、主管課であります、保健福祉課ですけども、先ほど町長のほうから答弁があったとおりであります。大きな項目2つほどあろうかと思います。

まず、会長が議員としての現状でありますが、鹿児島県下でも以前に他市町村で1カ所ありましたが、現在は伊仙町だけということで聞いております。

議員が社会福祉協議会の法人の会長ということは、特段違法ではないということを県社会福祉協議会とあわせて県市町村議會議長会からも解釈をいただいております。また、この会長に指名したというのは、これは規則の中で、「理事の中での互選」ということでうたわれておりますので、互選の中での結論であります。

伊仙町社会福祉協議会の定款の第7条のほうにこの代表権についての、「理事の互選により選任する」という条項をうたわれておりますので、これに反するものではないと思っております。

もう1点、行政庁の職員がそこの理事を、役員を兼ねるかどうかということでありますけれども、これは、法人の組織運営の1項目の、「役員」の中で書いてあります。「関係行政庁の職員が法人の役員となることは法第61条に云々」 と書いてありますけど、上木議員が先ほどおっしゃったとおりであります。この中で、「社会福祉協議にあっては役員の総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員がその役員となても差し支えない」という条項があります。

ちなみに、現在の役員名簿、資料請求に基づいて配布しておりますけれども、現在、この10名の理事の中で、役場職員、公務員が入っているのは、私、保健福祉課長と包括支援センターの社会福祉士の2名が入っておりますし、5分の1ということになっております。何ら支障はないとは考えておりますけども、そういったことで一応現状をご説明申し上げました。

以上です。

#### ○12番（上木 勲君）

それでは、今のこれ一つ一つ質問をしていきたいと思いますけれども、まず最初から、最初この情報開示のことから入っていきますけれども、この、色々理由は言ってるわけですけども、この条例で30日以内ということで、ちゃんとその日も設定してこういう条例で定めているわけですよ。それを、見てなかったとか、あるいは時間がいろいろあってできなかつたとか、そういうことで、これ、あなた方、そのこのようなことにそれ、いいと思ってる、まずそれについて、ちょっと答えてごらん……、その、30日以内と、日時もちゃんと決めてこれを定めて言われてるのを、まあ、いろいろなことがあって、何回もこの受け付け日は何日だとか、催促されてみたり、受け付けにいつかと問い合わせされたり、あるいは郵便局からいつついてるかと、不着で調査に入られたり、先ほど課長受けないと言ってるけれども、この、県から2回にわたってその指導を受ける。

その前にまた水道課の職員のあれではもう、7月にはこのコピーを全職員に、10日前後に全職員に配付して渡しているとか、そういうことをしながら結局はその請求者には110日かかったと。

こういうことについて、何らかのその、あんたたち責任感じないのか、ちょっと聞きます。町長、これどうですか。この、これ条例で、ちゃんと見てください。こういうふうに、今の流れについて。

#### ○副町長（中野幸次君）

ご指摘をいただいている点はごもっともだと思います。情報開示につきまして、私たちが、先ほどもお叱り受けたんですけども、これに精通していなかつたというのが最大の原因であります。

そういう意味で、どういう量でどういう内容を開示すればいいのか、そこらの検討やら、あるいはまた、それを開示の内容等を精査している中で、我々の判断がそういう意味でおくれたということとあわせて、水道課のほうでもどういう内容でということで手惑ったという部分であり、本当に求められた内容は大変すばらしいものでありますけども、それに即対応できなかつたということは、怠慢というよりは、むしろ我々がそれに精通していなかつたということで、請求者に対して大変申しわけなくは思っております。そういう経過であります。

#### ○12番（上木 勲君）

今、条例の不勉強であったとか、そういう言いわけでは済まないことでしょう。そして、その文書も7月1日にこれ郵便から来てるのに、それを受発簿に記載もしてない、あと8月になってから総務課長が指示して、それを受けなさいと言って8月8日になってそのことはまた、その日受け付けことにしていると。これは、公文書の、何というか、これ偽造にもなるんじゃないですか。

そういうような、その一連の事務の流れについて、もっと本当に、これ、こういうことは全ての

事務処理について言えるわけですから、先ほど申し上げたように、この地方自治、町は決められた手順、手続、法律を守るという、決められた手続で、事務処理をするということですから、それからすると全くなつてないんじゃないですか、これ、この経過は。町長はそのことについて、最高責任者としてどうお考えですか。

○町長（大久保明君）

そのことは、先ほど美島議員の、先ほどもおわびを申し上げたんですけれども、今後このようなことのないように全職員綱紀肅正。緊張感を持ってやっていく以外に方法はないと思っております。

○12番（上木 黙君）

こここの情報開示の件については、このことは契機として、みんなで、またこの条例について役場職員も議会も、みんなですけども、自分らで決めたこの条例について、私も含めてよく勉強して、これはこの法律遵守して、きっちとした行政運営ができるように、努めていかなければならないものだと、こういうことでお互いに共通認識を持って、これからやっぱり事務職に当たっていかなきやならないということといたしました。

それで、そうであるべきですけれども、そういうことは今後勉強してそういうの、事務ちゃんと、きっちと手續していかなきやならんけれども、しかし今回起きたことについては、事実起きるとことに対しては、これは町の文書違反、その他事務手續、その他のいろんな条例違反があります、条例違反。知らなかつたとかそういうことじやありませんですよ。条例違反、その条例違反ということは、町長認めますか。

○町長（大久保明君）

先ほどから申し上げてるよう…

○12番（上木 黙君）

これ条例違反でしょう。

○町長（大久保明君）

その30日以内ということに関しましては、これは違法でございます。

○12番（上木 黙君）

それでは続けて、2点目に、水道料金の徴収についてを質問いたします。

これ、先ほど不納欠損について、他の市町村調べてみると、先ほど言いましたように、規則、規定、条項、いろんな手續があつて、いろんな団体で調べて、私が仮に滞納しての場合には、滞納して全くその伊仙町ではもう回収できないという事態になった場合に、この上木黙はどうなつているのかと、島にあるかおらんとか、あるいは事業を失敗して、今逃げてどつかに行って、全く行方不明取れないとかどうとかちゃんといろいろそれを調べて、厳しく子細に調べてそれを順を追つた手續、きっちとした手續によって、皆さん方、水道課の職員、課長、それぞれの役目にある人がですよ、決裁して印鑑を押して、そして町長に持つていって、その決裁処理を認めてもらって、そして後また議会にも報告するとか、そういう手順を踏まなければならない。

そこで水道課長に聞きますけども、伊仙町にはそういうような手順、手続はありますか。

○水道課長（芳田勇人君）

先ほど申し上げました、平成22年度の不納欠損に関しましても、そういった手順がございます。その手順に従って平成22年度は不納欠損処理を行っております。ただ、今回の、その19年度から23年度までの期間の分に関しましては、まだパソコン上、電子上で処理をされているだけで実際はまだ決裁とかは受けておりません。

以上です。

○12番（上木 勲君）

しかし、先ほどからの美島議員の質問でも、それは担当課の職員の、その職員の、何でいうんですか、それ、その人の裁量でもうこれはもう1,050円、基本料を払ってるから、あの超過料要りませんよとか、ということで現実に既にもうそこで不納欠損処理、本人にもうこれ要りませんよと言つるといつたことで今残っている金額、それは今後どうするつもりですか。町の、今現在、町のいわゆる金融財産でしょう。これ、どうするつもりですか。

○水道課長（芳田勇人君）

確かに、平成18年度以前の料金に関しては、基本料金だけで徴収いたしております。

ただし、この部分に関しては、まだ不納欠損されておりません。まだ、その残額が残っている状況にございます。ですから、この辺のこととは町民の方にお話を聞いていくかと考えております。

○12番（上木 勲君）

それでは、その今の不納欠損した形、今なっておって取れない分について、町長、このいわゆる料金については、これ、どうですか。これ、町長が支払いいたしますの、どうですか、これ、責任は。この今の不納欠損して取れないのは。これ、町のいわゆる財源だから。

○町長（大久保明君）

基本料金だけ取って後は、またそれから不納欠損、残りの分を水道課のほうで再度町民にお願いしていくということを、今答弁いたしましたので、そのようにして解決に向かっていくようになると思います。

○12番（上木 勲君）

要らないからといってあれしてるので、あんた、またそれを、料金を支払ってもらうとか、現実的には、それは不可能なことでしょう。私はそういうふうに思いますし、それで、やっぱりそういうようなことについては、やっぱり皆さんで、やっぱり自分らのやったことに対して、こうして貴重な町の財産が失われるわけですから、責任を持って、これはあんた、やっぱり処置しないと、弁償するなりしないと、町民に、あんた申しわけないですよ、これは。そのようなことについて、再度ちょっと答弁してください。それは、わかってる、これからしますとかどうとか、もうできない場合はどうするかということについて、相手がもう払わないでいいというの、払いますと払った

ら別ですよ。あと裁判に出してどうするか、そのへんのことについて、ちょっと答えてくださいよ。

○町長（大久保明君）

ですから、そのことは基本料金だけでいいというふうに、まあ、私はその状況わからませんけれども、それは間違ってるわけですので、町民の方がそのように理解しているんであれば、一人一人行って、また説得してお願ひをしていくことしかないと思っております。

○12番（上木 勲君）

それは、まあ、皆さんがこれからいろいろ他でも、いろんなそれについては、町民が納得するか、いろんなやっぱり開示請求もあるし、これからいろいろ問題が出てくると思いますので、ここで私と町長、執行部とこの問題に決着つけるわけにもいかないわけでありますので、これはこの辺までにして、しかし、このことについては、19年からこっち、今のように事務を放置して、不納欠損処理を町長まできちつとしたそういうような作業もなされていない、あるいはその後また議会にもそういう文書が上がってきていませんということは、これは議会軽視でもありますよ。そういうことについて、町長、どうまたお考えですか。

○町長（大久保明君）

いろんな手続上、いろんな不備とか、それから議会での報告がなかったということですけども、これはこれから町民の方と、説得をしてやっていくことでございますので、その結果を見て、また報告をしていきたいと思います。

○12番（上木 勲君）

今、ちょっと総額では、2,000万円近い、そういうふうな欠損が、あれもあるというわけですけども、もうそういうことをしますと、これはちゃんとした責任、明確にして、住民にわかるような、いわゆる情報を開示をしないと、これからあんた、町政運営に大変な、私は支障があると思いますよ。まあ、そういうことで、今後この問題については、先ほどから言っていますように、いろいろまた町に対しての請求書その他もあるでしょうから、そういうことに譲りまして、次に移っていきます。

3番目に、この社会福祉協議会の組織のことについて、まあ、「違反ではない」と言っていますけど、これは今町民の間ではこういうことで、伊仙町は社会福祉協議会、町政をチェックする立場にある議会議員が、今のこの4億円ですか、社会福祉協議会の年間予算4億円ぐらいの決裁して、人事の配置、そういうことも全部その会長、議会議員がやっているといったことやら、それから、この入札のいろんなことについてとか、その他、みんなその町政、町民が疑問を持っていますよ。

そして、私たちにも電話もあります。伊仙町議会のチェック機能がなってるのかと、全くないんじゃないのか、そうして今、独裁体制が続いているじゃないかと、こういうことを町民みんなから電話があるわけですよ、これ。

だから、こういうことを一つ一つただして、自らの立場を、口で言っていることと自分のやつてることを自己反省をして、自己批判をして役場の職員も議員も、町長もその町会議員も、この町

を担当する者が誰が見ても、誰がどこから見てもちゃんと言つてるとおりやつてゐたといつたことではなければ、やっぱり町民も納得しないし、学校の教育もできないですよ、こんなことでは。

そういうことについて、まあ、違反ではないけれども、それでいい、全国でここだけだと他にはないとか、こういうことで、まあ、これ、通りますから、現実こうである、請負もこうである、何億円の事業の、千寿の里のいわゆる、何というか、あれは増設か、工事発注者も町会議員であると、大きく名前、そして看板出でると、こういうことを一つ一つ裁判所の判断求めるか、そういうことをしたらあれでしよう、そういうことで、やっぱりもっとその真剣に第三者の目から見たらどうかと、あるいは法律だけでもなしね、そういうことはやっぱりみんながそれぞれの公務員、役場職員、あれは35条か、地方公務員法の、35条には職務選任の規定とかいう、選任ですね、まあ、職務をその役場職員も仕事について、自分の職務をきちんと果たさなきやならないということもあるでしょう。そうなつたら、役場の職員の指導もできないですよ。

まあ、そういうこと、いわゆる指摘をしまして、この問題は、これは法判断ということですから、そういうことで次に移っていきます。

次に、4点目に、学校給食の現状について、調査したことはありませんと、実施したアンケートと、そういうことはありませんと、電話では確認をして、また学校からちょっとその文書でもあるといったことですけども、やっぱりそういうこともあれまして、文書でちゃんと意向調査なんかもしたり話し合ったり、その必要も、私は必要じゃないかとこういうふうに思います。

それについてどうですか。

#### ○教育長（茂岡 熱君）

上木議員の質問にお答えしたいと思います。

給食運営委員会を年2回、給食担当者会と、これは学校の各給食の係がおるわけですが、これが学期、年3回持っています。その後、その他で、例えば、町校長研修会、町教頭研修会で当面する問題という条項があつて、ここで給食についての話し合いもあります。

その他に、給食センターでは栄養士によるカロリー計算、例えば、中学2年生ですとこれぐらいですよというカロリー計算をして、それから献立表で対応をしております。しかし、やはりご指摘のとおり、個人差、男女差についてどう対応していくか、これは今後、工夫研究していくかなければならないと思いますが、私の私見としては、校長研修会あるいは教頭研修会で学級活動の時間等を利用して、個人差に対応をしていく。例えば、ある学級でたくさん食べる子もおるでしょう、あるいはちょっとしか食べない子もおるでしょう、そこら辺は学級で乗り切っていただきたいなということです。

以上です。

#### ○12番（上木 熱君）

まあ、これではいろんなやっぱり生徒とか、生徒も学校の先生方から、あるいは学校の生徒のいわゆる意向とか、そういうこともこれ伝わつておるわけですね、結局は。まあ、そういうことで、

さっきはないということですから、実施していないということだったので聞いたわけですけれども、そういうふうにして意向調査なんかして、対応してもらいたいな……、それは個人差もある。

また、給食センター職員がカロリーとかいろいろあれでやってると、また学校給食センターの皆さんのが一生懸命衛生法だとかいろんなことに気をつけて頑張られているということも、また理解をしておりますので、あれだったんですけど、たまたまこういう話があったので、お聞きしたわけですけど、じゃあとにかく、それは個人差もあると、私は思うんですけども、この余る人もおれば足らない人もおる、また学校時代、私たちの時代は余り物がない時期だったので、ひもじい思いしたことも現実にあるわけだから、そういうときには他では、そういう個人的なあれはどういうふうに対応しているのか、ちょっと、犬田布中学校で言えば、腹が減ってしようと、とてもこういう場合には学級でこれ対応する、こういうことですか。

○教育長（茂岡 勲君）

ちょうど12月5日、上木議員のこの質問書を見てから、ちょうど町の教頭研修会が、犬田布小学校であったんですが、そのときに教頭さん方に当面する問題というところで聞いてみたら、給食については満足しているというような声が教頭さん方から多かったというより、ほとんどそういうことでした。

また、個人差に対応するように、上木議員の指摘を受けて、また次の町校長研修会やら教頭研修会あるいは給食担当者会で話題にして学級でできるもの、そういうものを取り組んでみたいと思います。

以上です。

○12番（上木 勲君）

この、いわゆる先ほどは給食の先生ですか、のこの食事マナーとか、いろんな食事全般に対するこういう指導、研修会というのは、これは学校の要望でやると、やったところもあれば、やったところもないということですけど、やっぱりこれは全学校がそういう指導をなさるほうが、私はいいんじゃないかなと思います。

それは、家庭での食事マナーとか、あるいはその他指導もあろうかと思いますけれども、また、まあ、何ていうんですか、全般的なことについて、カロリーとかそういうことについて、父兄を交えてこの指導員の、給食センターの保健、あれは給食何とか言うんですが、栄養士のそういうことをまた、父兄交えて指導されたらなおいいんじゃないかなというわけでございます。

それで、その問題はそういうことで要望して終わりまして、次に、この体育館は、今年度中ですか、に一応補修をして対応することになると、こういうことでよろしいですね。

○教委総務課長（鶴永宏造君）

今年度中ということで、本定例会の一般会計補正予算書の第6号のほうで修繕費として計上してございます。犬田布中学校の体育館につきましては、昭和42年の2月に完成をして、45年の歳月がたっておりますので、今後は、まあ、老朽化が大分進んでおります。できましたら、町当局と協議

して大規模改造工事を実施したほうが学校のためにはいいかと、私は考えております。

○12番（上木 熱君）

これで、一般質問を一応終わりたいと思いますけれども、とにかくその都度、この、今の水道問題についても、これは今、急に起こった問題でなしに、今までのいろんな、何ていうか、その都度その都度整理しないで放置してたまつたもんが結局こういうような結果になってるわけでありますので、これからいろんな、各、他のところの部署でもそういうようなことがないように、その、法律で、まあ水道料金は大体2年ぐらいですか、時効が。他のものは5年とかあるし、そういう、やっぱり法律の範囲内できちつとこう事務処理がされて、そうしてこの伊仙町の、民意が伝わる、民主主義で豊かなこの町政にこれから発展していくことを期待いたしまして、これで一般質問を終わります。

○議長（常 隆之君）

これで、上木 熱君の一般質問を終了します。

これで、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

次の会議は12月12日午前10時から開きます。

散 会 午後 4時22分

# **平成24年第4回伊仙町議会定例会**

**第 2 日**

**平成24年12月12日**



平成24年第4回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

平成24年12月12日（水曜日） 午後2時19分 開議

1. 議事日程（第2号）

- 日程第1 承認第8号 平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について（質疑～討論～採決）
- 日程第2 議案第60号 伊仙町税条例の一部を改正する条例について（質疑～討論～採決）
- 日程第3 議案第61号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（質疑～討論～採決）
- 日程第4 議案第62号 伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について（質疑～討論～採決）
- 日程第5 議案第63号 県営特定地域振興生産基盤整備事業農地整備事業分担金の負担割合について（質疑～討論～採決）
- 日程第6 議案第64号 徳之島地区介護保険組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について（質疑～討論～採決）
- 日程第7 議案第65号 鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について（質疑～討論～採決）
- 日程第8 議案第66号 平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）について（質疑～討論～採決）
- 日程第9 議案第67号 平成24年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（質疑～討論～採決）
- 日程第10 議案第68号 平成24年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）について（質疑～討論～採決）
- 日程第11 議案第69号 平成24年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（質疑～討論～採決）
- 日程第12 議案第70号 平成24年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）について（質疑～討論～採決）
- 日程第13 議案第71号 平成24年度伊仙町都市公園等統合事業義名山体育館増築工事建築1工区請負変更契約について（質疑～討論～採決）
- 日程第14 陳情第10号 議会改革に関する条例改正についての陳情について
- 日程第15 陳情第11号 オスプレイの沖縄配備を撤回させ、低空飛行訓練に反対する陳情書について
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について
- 日程第17 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○追加日程第1 発議第6号 議会改革検討特別委員会の設置について

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	永田 誠君	2番	福留達也君
3番	前徹志君	4番	佐藤隆志君
5番	明石秀雄君	6番	樺山一君
7番	永岡良一君	8番	清水喜玖男君
9番	伊藤一弘君	10番	杉並廣規君
11番	琉理人君	12番	上木勲君
13番	美島盛秀君	14番	常隆之君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 桧山正二君 事務局書記 佐平勝秀君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保 明君	副町長	中野幸次君
総務課長	窪田良治君	企画課長	牧徳久君
税務課長	池田俊博君	町生課長補佐	佐鎌田重博君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	樺山誠君
建設課長	中熊俊也君	耕地課長	上木義一君
環境課長	益一男君	水道課長	芳田勇人君
選管書記長	稻隆仁君	農委事務局長	益岡稔君
教育長	茂岡勲君	教委総務課長	鶴永宏造君
社教課長補佐	喜昭也君	学給センター所長	平山栄文君
ほらい館長	仲武美君		
総務課長補佐	田島輝久君		
総務課長補佐	水本斎君		
議会中継班（総括 情報戦略室長 関政樹君）			
(午前・午後) 福司銀二郎君・関政樹君・町本勝也君			

△開会（開議） 午後 2時19分

○議長（常 隆之君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 承認第8号 平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について

○議長（常 隆之君）

これから承認第8号、平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について議題とします。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから承認第8号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから承認第8号について採決します。

お諮りします。

承認第8号を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、承認第8号、平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認については、承認することに決定しました。

△ 日程第2 議案第60号 伊仙町税条例の一部を改正する条例について

○議長（常 隆之君）

これから議案第60号、伊仙町税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

○10番（杉並廣規君）

1点だけお尋ねします。

大きな改正点があったのか、なかったのか。あったとしたならば、主な改正点はどこなのか。  
字句の改正だけなのか、お尋ねをいたします。

○税務課長（池田俊博君）

ただいまの質問にお答えします。

字句の訂正のみです。まだ、国のはうから税制の法の改正はございません。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第60号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第60号、伊仙町税条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第60号、伊仙町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

### △ 日程第3 議案第61号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（常 隆之君）

これから議案第61号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第61号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第61号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第61号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条

例については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第4 議案第62号 伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（常 隆之君）

これから議案第62号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

○5番（明石秀雄君）

表紙をあけて、第13条第1項中のところで、これは字句の訂正ですが、ちょっと公営住宅法施行規則、鍵括弧があります。この恐らく括弧、鍵括弧はとらないと、これは条例ですので、そのまま可決されるわけにいきませんので、これを訂正してください。

○建設課長（中熊俊也君）

今、明石議員から指摘のあったとおり変更したいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○10番（杉並廣規君）

お尋ねをいたします。

条例の次のページで、その改正前と改正後のところなんですが、花床団地は17号での対応等で取り壊すということですが、これは予算化されているのかどうか。

それと、福当り団地、老朽化しているというような説明でしたが、現在居住等があるのかないのか、お尋ねをいたします。

○建設課長（中熊俊也君）

花床団地は、今、この目手久、福当り団地、花床団地、亀戸団地は、どちらも退去というか、今は空き状態になっています。

予算は計上してあります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第62号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第62号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第5 議案第63号 県営特定地域振興生産基盤整備事業農地整備事業分担金の負担割合について

○議長（常 隆之君）

これから議案第63号、県営特定地域振興生産基盤整備事業農地整備事業分担金の負担割合について質疑を行います。

○5番（明石秀雄君）

今、24から33年度まで中長期財政計画が出ているんですが、今、この事業は、この財政に照らし合わせて、ちゃんと相談した上でこれが計上されているのかどうか、お尋ねします。

○総務課長補佐（田島輝久君）

県営担い手育成事業関係の畠総事業ですが、現在の事業費をそのまま横滑りで計上してございます。

○5番（明石秀雄君）

これは、これに沿って入っているということですか。それとも、これからまたこれが計画変更になるわけですか。

○総務課長補佐（田島輝久君）

今現在、三崎地区、いろいろ完了地区が出てくると思いますので、事業費としては増額はならないという見込みで計上してございます。

○5番（明石秀雄君）

なぜそれを聞くかというと、工期が25から33までですので、これができたら、これに全て計画をのせていかないと、事業費が上がるとか上がらないとか言えないと私は見てるんですが、大丈夫ですね。大丈夫ですね。

○総務課長補佐（田島輝久君）

今、事業課ともちょっと協議いたしましたんですけども、やっぱり完了地区が出てきますので、新しく事業的なものはそんなに影響はないと思います。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○12番（上木 勲君）

これは何か喜念地区分担金ということで、これは面積は大体どれぐらいのあれで、こういうことをやっているわけですか。

○耕地課長（上木義一君）

上木議員の質問にお答えします。

面積といたしましては、区画整理と、あと畑かんが喜念地区からは導入されますので、全体としては127haです。内訳としては、区画が63区で、畑かんとして64haでございます。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第63号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第63号について採決します。

お諮りします。

本案は可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第63号、県営特定地域振興生産基盤整備事業農地整備事業分担金の負担割合については、可決することに決定しました。

#### △ 日程第6 議案第64号 徳之島地区介護保険組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について

○議長（常 隆之君）

これから議案第64号、徳之島地区介護保険組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第64号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第64号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第64号、徳之島地区介護保険組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第7 議案第65号 鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について

○議長（常 隆之君）

これから議案第65号、鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第65号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第65号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第65号、鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第8 議案第66号 平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（常 隆之君）

これから議案第66号、平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）について質疑を行います。

○13番（美島盛秀君）

平成24年度一般会計補正予算について質疑をいたします。

まず、12ページの民生費、目7福祉援護費、20の扶助費の180万円、災害見舞金と出ておりますけれども、これは県の支出金であります。先般、一般質問でもお見舞金が30万では少ないということを、増額できないかということを要望したところでありますけれども、この180万の見舞金の仕方、方法、それから町がこれに少し増額をして、今後お見舞金が出せないかということを伺います。

○保健福祉課長（松田一郎君）

3款の民生費の7目の福祉援護費でありますけど、今回、鹿児島県の被災者生活支援金ということで交付決定をいただいております。

16号、17号が県の被災者生活支援金に決定されたということを踏まえて、町として、16号に2件掛ける20万ということです。17号台風について7件の20万ということで、全額鹿児島県の被災者生活支援金ということで交付決定をいただいております。申請をして、その中で認められたということで、今回こういったトータルで9件の災害支援金ということでいただくことになりました。

これは被災者生活再建支援法が適用された市町村ということで、交付対象世帯等については、全壊、半壊もしくは床上浸水の住宅被害を受けた世帯であります。

町の負担としては、今のところ、保健福祉課の管轄の中ではこの生活支援金ということを考えておりますけれども、今後また同様の被災が起きたときには、今おっしゃったとおりの支援金も必要ではないかなと考えております。

以上です。

○13番（美島盛秀君）

16号、17号を対象ということでありますけれども、これは町のその見舞金を交付した、助成、お見舞いした、それが含まれるのか、それ以外でやるのか、伺います。

○保健福祉課長（松田一郎君）

町の補助をしました2万というのは町単独の条例に基づいたもので、今回の分については鹿児島県の被災者生活支援金基金という基金のほうから出ております。運営委員長が鹿児島市の市長の森博幸氏でございます。もう町の条例に則するものとは全く別のものであります。

○13番（美島盛秀君）

私が言っているのは、今までにそのお見舞金でやった人も対象に入ると、ということは、対象に入るということですね。

○保健福祉課長（松田一郎君）

今、この7件については今対象にされた方のみで、その2件と7件、9件については、これは、その鹿児島県被災者生活支援金は条例に基づいた中で審査された中で認められているということでありますて、その2万円の助成金の方と一緒になるということですね。

○13番（美島盛秀君）

ぜひ、県からのお見舞金もあったわけでありますけれども、伊仙町としても、今後、来年、再来

年と台風は考えられますので、こういうときには即時お見舞金等を増額して、少しでも町民の生活を手助けしていただきたいとお願いをいたします。

次に、13ページ、衛生費の衛生総務費の19負担金補助及び交付金の59万2,000円、徳之島食肉センター特別会計負担金ということですけれども、この負担金の内容を説明してください。

○環境課長（益 一男君）

負担金についてお答えをいたします。

この負担金は、当初予算での過大見積りによる不足額でございまして、3カ町に割合に沿った負担をしていただくということで、本町といたしましては59万2,000円になっております。

○13番（美島盛秀君）

59万2,000円の負担金、これは過大見積りで、23年度実績で恐らく24年度の予算を組んで、予算不足になったと思いますけれども、昨日も言いましたように、質問もしましたけれども、この負担金、例えば豚が1頭2,980円、牛が6,710円、ヤギが2,170円で、それぞれの手数料で運営をしているような状況でありますけれども、24年度は頭数が少なくて資金不足になったということで、それぞれ3町の負担割合を出していることだと思います。

そこで、せっかく新しい新築の屠殺場ができたわけでありますけれども、これは次から次へとこういう負担金が多くなってくる。例えば、今稼働していなくて改良している。その改良費は何とか、150万ぐらいの予算であるそうでありますけれども、何とかやりくりをして今改善していると、予算内で。ところが、これで足りなくて、残りまた150万から200万ぐらいは今月の広域連合議会の12月議会に補正をお願いしたいということでありました。これから次々こう補正、負担が増えてくる。せっかくつくった新しい食肉センターが動かない。そうすると、古いのも置いておかないと、正月のこの加工に間に合わないということで、非常に広域組合でも四苦八苦しているというような内容がありました。

来年度の25年度の当初からはまともに動くだろうという話ではあります。しかし、大動物、牛の試験運転はまだやっていないと、だから、あれがまたまともに使えるかどうかはまだわからないから、予算措置はこれからも考えられるということで、何とかやりくりしながら、使い勝手が悪くて、そのいろいろ問題点もあるようでありますけれども、一応動いてはいると、動かせることはできるということであります。

しかしながら、今言ったように、来年度からまともにきちんと動くかどうかはわからないということでありますので、この分担金についてもしっかりと、広域に負担をするときにはしっかりと内容を精査しながら負担金を出していただけるようにお願いをいたしております。

それから、15ページ、商工費、徳之島地域文化情報発信施設運営費の640万、これは一般財源からでありますけれども、どういうような修繕をするのか、どういうところに予算を使うのか、説明をお願いいたします。徳之島地域文化情報発信施設の予算です。

○企画課長（牧 徳久君）

これについては、今、なくさみ館が10月28日にオープンしたわけですが、そのこけら落とし時に朝大雨が降りまして、リング内に流れてきたということで、これについて雨どいをつけるということと、一番外側に、一番上の部分に、水がリング内に流入しないようにブロックを1段積んでいくという工事でございます。

○13番（美島盛秀君）

10月の臨時議会のときに追加補正が出たときに、工事のこのときには執行残で、その内容は執行残ということでありますけれども、今回は新たに640万の補正が出されていると、そのときも、10月も、9月の時点で確認をしたときに、もうこれ以上追加工事はないですよということをはっきりと言っている。しかし、またこうして余計な補正が出てきたと、640万出てきた。

これは、私は設計ミス、最初からわかつっていたことじゃないかなと思います。私たち素人が見ても、その闘牛場の中に、あのドーム型のあの屋根が入ってきてている。雨が降ったら、もうその中に雨水が流れ込んでくるのはもうわかり切っている。これは、私は工事設計のミス、そして10月の補正で追加工事が出たわけでありますけれども、その時点で私は恐らくわかつていたんじゃないかなと思いますけれども、なぜその時点でその執行残でやらなかつたのか、そして今ごろなぜまたこういうのを組まなければならないのか。

もう本当に、工事が終わって引き渡しをしてから、また追加工事を出すというようなことで、計画的な予算執行ができていないという思いがいたします。工事設計ミスじゃないかと思いますけれども、そのあたりの観点でお願いします。

○企画課長（牧徳久君）

このなくさみ館についてのこれまでの経緯というか、予算の内訳とか、そういったのを一応述べまいりたいと思います。

徳之島なくさみ館については、駐車場部分、これは道の駅部分でございますが、これについては効果促進事業1億3,600万円、これは7割の国の補助でございまして、辺地債を活用しまして、あとの残りの30%のうち8割が交付税措置ということになっておりまして、本体部分については2億2,135万1,000円でありますが、これについては、奄振事業で本体部分については行いました。

国費が50%、県費が10%、地元市町村が40%という形で、両方合わせて3億5,735万1,000円の総事業費でございました。

奄振事業においても、この本体部分でございますが、奄美全体の要望枠というものがございまして、当初、屋根がかからない部分についてはテントという形で設計打ち合わせを行ったところでありましたが、事業費が、この総事業費が限度額を超えたということで、どの部分を削るかということになりました。これについて、こうしてこのテント部分を削ったということであります、設計ミスではございません。

したがいまして、小雨の場合は大丈夫という形でしたが、10月28日に、さっきも申し上げましたとおり、こけら落としのときの早朝、想定外の大雨が降りまして、観客席まで雨が流入した

ということで、大勢のお客様に大変なご迷惑をおかけいたしました。

このような経緯を踏まえまして、急遽、設計業者、施工業者とも協議した結果、テントをこれまでの要望どおりするとなると数千万円の予算が必要ということで、そういった町単独でこの数千万円の予算は到底無理だということで、雨どい他、一番上部工にブロック積みの雨水の流入防止にとめましたということでありまして、この財源についても、町一般財源ではありますが、ふるさと納税、これを活用しまして、私ども、都会にいらっしゃる、大都会で活躍していらっしゃる郷友会の皆様の温かいご好意によるふるさと納税の財源を活用させていただいております。

郷友会の皆様のそのけら落とし時にも五、六百人来たわけですが、この島を思う心、こういうのをお酌み取りいただきまして、議会の皆様にはどうか温かいご審議をお願いしたいと思います。

以上です。

#### ○13番（美島盛秀君）

いいことを言ってくれますけれども、これは補助金対象にできなかつたために、予算不足でできなかつた。そのドーム、全部屋根をつけることができなかつたということでいいですね。

だったら、あれだけ、町長、町長に聞きますけれども、あれだけ全国に行って、こういう情報発信基地ができると、いろんな地域の文化が徳之島から、伊仙町から世界に発信できるというような大きな目標で話を、宣伝をしました。そういうことをやるぐらいでしたら、これ予算不足だったら、当時負担金を地元のほうから、地元から予算を組んでやるという意思はなかつたですか、町長。

#### ○町長（大久保明君）

いや、その屋根からテントを出すという計画でしたけれども、今課長が話したように財源が足りなくなつたということでありました。ですから、そのときは、横雨が降つたら大変になるということは考えていましたけれども、あれほど外から流入するということは我々も気がつかなかつたし、工事関係者はどうだったかわかりませんけれども、その時点では、新たに予算を組んでそのテントを張るということは考えていませんでした。財源の問題もあるわけですから、そういうことでござります。

#### ○13番（美島盛秀君）

こういう大切な町の財産、ああいう施設をつくる、これが後々何年も何十年もしっかりとできて、費用対効果が出るのかどうか、そういうことまで考えて施設をつくるべきだったのではないかなど私は思いまして、これ、今ごろまた予算が出てきて、工事設計ミスじゃないかなという思いがしているんですけども、あの地域の人たち、あるいは闘牛を見に行ったり、その晩の歌手の歌を聞きに行ったりした大半の人たちが、こんなもん、雨が降つてぬれて、二度と行く人がいるものねと、その歌手の人なんか、闘牛後のにおいが物すごくて、もう二度と来ないとまで言ったそうです。

だから、あそこでそういう——もうあそこは恐らく闘牛だけしか扱えないと思うんですけれども、闘牛も正月、あるいはお盆、年何回かすると、月1回はしていくということで、雨が降らないとは、5月、6月あたりは梅雨時期ですので、降らないとは言えないです。ですから、あそこに雨どいを

しただけでは、到底私は入ってくる。かえって、亀津にあるドーム闘牛場のほうが全部屋根ができていますので、安心して闘牛大会もできる。

私は、こんないいかげんな施設を3億5,000万も使ってつくった、そういう反省はあるべきだと私は思いますけれども、せっかく今つくってありますので、これを有効活用して管理運営ぐらいはできるようなことをしないと、物をつくって遊ばせるということになつたら大変ですので、今後のその運営方針について、どういう計画をしているのか、お尋ねします。

○企画課長（牧 徳久君）

これまで、計画の段階でも議会の皆様にはたびたび説明したりもしましたが、1月と5月と10月は定期的な闘牛大会がありまして、その間にも、お盆のときとか8月とか9月、敬老の日とかあるわけですが、これとは別に、やっぱり月1ということで、4月は29日に今回も予定されておりますが、ない時期、それにプラス航空運賃の安い時期に設定しまして、本土からの、JALとかの提携しまして本土からの外貨をいただこうという形で、定期的に開催する計画を今から持っております。

それにつきまして、この前議会で、臨時議会で皆様から通していただきました地域振興事業、これについても今年度中には中の施設の整備、看板の整備とか、あそこの資料展示室の映像資料の作成とか、これを今年度中に終わらせまして、4月から有料で、闘牛の月1あるわけですが、月1のない時期に来られるお客様とかにもこの映像資料で紹介できるという形で、常時徳之島の現状がわかるような状況を持っていきたいと考えております。

○13番（美島盛秀君）

町長にお尋ねします。

テントを張れば9,000万ぐらいかかるといや、予算はこれから見積もりとかあるんですけども、あの屋根のない部分、あそこを今後屋根を、テントでも張る予定、考えはありますか。

○町長（大久保明君）

いろいろ心配なさるのは当然だと思います。ちょっと先ほどの答弁になりますけれども、いろんな費用対効果に関しましては、私は、これは営業にかかっているわけですね。

いかにして効果を出すかということを考えていくことが大事ですし、それを、計画を実行するかどうかが大事なことあります。

ほーらい館ができたときも、百菜も、議会の方々は大変心配していただきました。

しかし、その中でやはり営業を町の職員も、昨日申し上げましたけれども、民間の株式会社というふうな形の認識を持って行動していくことが大事です。そのことを国も県も期待しているわけですから、我々はその期待に応えるように、いろんな航空会社との連携をとったり、毎月開催ということで、この前の産業祭のときは5番組で、余りその圧倒的に強い牛が、人気のある牛が出たわけではなかったけれども、2,000人前後集まってきたと、あれに関して闘牛関係者も大変喜んでおりました。

幹部の方々もですね。

そして、これも見解の相違ですけれども、雨が漏れるということはあったけれども、あれを改善していけば、これは大変すばらしい施設だというふうな評価のほうが現在のところ大半、大きいと思います。

ですから、いろんな8月総踊りやったり、例えばこの前闘牛大会の後に歌謡ショーをしたときには、確かに、見に来る人たちが、夜は女性が多かったんですけども、あれを闘牛大会の直後に歌謡ショーをしたというのは、やっぱり民謡大会などは日をずらしてやっていけば何ら問題ないし、そういうふうな点も解決できるわけですから、そういうことをいや、だから、先ほどの答弁です。

先ほどの言われっ放しはこっちも困りますから、ちゃんとしっかり答弁をしておかないとね。

議員が質問したことが全て正しいわけじゃありませんから、それも後で答えますから。

ですから、テントは、あのあいているところに将来テントを張ろうという予定はしております。ですが、そのときの財源に関しては、今国交省と交渉中であります。ただ、正月の大会までにそういうことはできませんので、今回はそのコンクリートを張って、そして雨どいをつければ、ある程度あの雨が中に流入することは防止できるということでありますので、今後はまたいろんな形で、いろんなその設計のミスとか、そういう問題じゃなくて、テントがあれば問題なかったわけですが、それができなかつたことをいかにやっぱり補填していくかということを今後はしていくことは当然だと思っております。

### ○13番（美島盛秀君）

私が言いたいのは、3億5,000万、あるいは他の施設でも億単位使って建設したもの、そういうものについて事後処理でやるというのは予算の無駄遣いなんですよ。初めからきちんとした計画性がないから、こういうことになるんですよ。

だから、今後はきちんとした計画を持って、予算内でできること、そういうようなしっかりした計画を立てて、こういうのを実施、予算を消化していただきたいということをお願いして、終わります。

### ○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

### ○10番（杉並廣規君）

お尋ねをしていきます。

9ページの目電算システム費、この負担金補助及び交付金、当初で1,650万円計上してあったわけですが、380万円も減額になっておるんですが、どのように見積もりされ、これまた見積もり誤りなのかどうか、お尋ねをいたします。

### ○総務課長補佐（田島輝久君）

新規システムの今住基情報と今現在TRXが入っているんですが、これはHP対応でして、これが26年度ではもうなくなりまして、今情報センターのほうで大島郡と加入市町村、14市町村が同時

に共同による調達ということで加入していました、その結果、入札で格安で請け負った結果、このように減額ということになりました。

以上です。

○10番（杉並廣規君）

目9の企画費の中に11需用費11万9,000円も燃料費が組まれているわけですが、当初予算では180万も組んであるのに、光熱水費が組まれているのに、さらに11万9,000円の燃料費が組まれた。

どういうことなのか、詳しい説明を求めます。

○企画課長（牧徳久君）

燃料費については、今、交通安全の対策の宝くじの助成の車が企画に公用車として1台あるわけですが、これについての燃料費でありまして、各課全般的に横断的に使用しているということで、交通安全時期には総務課とか、昨日も選管が選挙広報したわけですが、こういったことで、役場全体でこの車を使用するということで燃料費が上がってまいりました。そういうことで、急遽、12月に補正という形になりました。よろしくお願ひします。

○10番（杉並廣規君）

今の説明では選管とかも使っていると、選管は選管で国庫費が出てるわけでしょう。

なぜこの燃料を使わないの、無駄遣いですよ。違いますか。そんないいかげんなことを説明して、交通安全なら交通安全でいいわけよ。横着な答弁しなさんよ。

次、12ページの民生費、3の私立保育費の中にいせん保育所児童保護措置費負担金が1,128万5,000円が計上されておりますけれども、これはたしか当初では4,863万6,000円計上されている。

なぜ1,128万5,000円も増額するのか、ご説明をいただきます。

○町生課長補佐（鎌田重博君）

お答えします。

民間給与改善費が昨年は4%ありましたのが、今年度8%に上がりまして、これは保育所に勤務している方の年数によってこのパーセントが変わりますので、今年から5年以上ということで8%になりました。それで、国の財務省で決められています保育単価というのもあります、それもゼロ歳から5歳までの基準金額が変わってきますので、そのことによって金額は上がりました。

以上です。

○10番（杉並廣規君）

次に、4の衛生費の衛生総務費に、先ほど美島議員も質問がありました、昨日も一般質問もしましたけれども、私は、このことについて答弁がしっかりしていないし、不信を抱いております。3町の町民の税金を使っているわけですから、しっかりした町長の一般質問の答弁をしていただきたい。そのことを申し上げておきます。

次に、4の美しい村づくり総合事業費の需用費が30万円計上されています。この中身についてご説明をいただきます。

○環境課長（益 一男君）

お答えいたします。

この需用費の内訳でございますが、ボランティア袋の印刷、袋印刷と購入代でございます。

過去5年ぐらいはこの袋の製造をしておりませんので、今年は特にボランティア袋が各団体等申請により出ておりまして、それがもうない状態でしたので、注文をして、今回価格にしましては、ボランティア袋でも、あれ1枚当たり15円、賞状つきで15円になります。

2万枚以上製造しない割合が合わないということです。こういった面から2万枚を注文しまして、課が導入したわけでございます。その分の需用費でございます。よろしくお願ひをいたします。

○10番（杉並廣規君）

次に、15ページの商工費の先ほど美島議員が質問した徳之島地域文化情報発信施設運営費ですが、余りにもずさん過ぎる。なぜ今ごろこういう手入れをしなければならないか。ふるさと基金の財源を活用するということですが、このことについて、町長はどのように責任を感じているのか感じていないのか、お願ひします。

○町長（大久保明君）

私も、その設計のプロでもないし、あれでうまくいくだろうと思っていましたけれども、途中で設計の方々からいろいろなお話を聞いて、そして建築の方々からいろいろなお話を聞いて、そこで急遽その予算をその補助事業の中で追加するということが現実的に不可能な中で、このようになったことに対しては、私は責任は強く感じております。

ですから、今回補正をですね。これはふるさと納税、今回かなりの額でしていただきましたので、その方々の思いをですね。何とかやっぱりこの施設が真に徳之島の情報発信としての伝統芸能文化を発信するという意味で大きく評価され発展させるために、その方々のご意思をこの今回の補正に使わせていただいたということでありますので、本来なら他の分野、例えば福祉とか人材育成とか、そういったところにも使っていくわけですけれども、施設が結果としてその方々の思いで改善していくことであれば、また理解していただけるということでの予算編成でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○10番（杉並廣規君）

町長のそういう思いをしっかりと寄附された皆さんにもご報告していただきたいんですが、この640万円のきばらでえ伊仙応援基金条例の中に、この何名ぐらいの方が、この寄附者の中に640万円が入っているのか、お尋ねをいたします。

対象者は今のところわからないようですが、後でもいい、待ってもいいですが、この方たちに、今町長が答弁したようなしっかりと基金の使い道、充当をこうしますという報告、あるいはお礼状をきちんと、条例に沿ってきちんと対応していただきたい。そのことを申し上げておきます。

次に、住宅建設費、15の工事請負費198万7,000円、工事費で組まれておりますけれども、この内容についてご説明を求めます。

○建設課長（中熊俊也君）

今の質問にお答えします。

当初、光ファイバーのこの請負工事に計上しようということで計画していましたら、これは補助の対象外ということで、光ファイバーの戸別受信機の設置等に係る経費であります。

○10番（杉並廣規君）

ですから、この工事費、こういう受信機をつける工事費、どこにこれはつけるんですか。

○建設課長（中熊俊也君）

河地団地を今回建設しますけれども、その戸別受信機の設置ですが、これが工事請負費ということで、電気工事と一緒にしますと起債の対象になるということで計上しました。

○10番（杉並廣規君）

光ファイバーを戸別につけるということですが、これも地方債の対象だと、借金がふえると、そういうことです。わかりました。大いに借金をつくってください。

次に、16ページ、9の教育費の4の学校管理費の中に使用料及び賃借料の225万円と原材料の130万円が減額になっているんですが、当初でどのような計画があって、このように減額されているのか。中学校費ですから、3町の学校の校庭は大雨が降ってもう大丈夫ということなのか、お尋ねをいたします。

○教委総務課長（鶴永宏造君）

お答えをいたします。

この使用料及び賃借料の225万円の減と原材料費の130万円の減額ですが、これは伊仙中学校のさきの台風による災害でグラウンドの整備ということで補正をいたしました。その後、伊仙中学校のグラウンドを整備いたしまして、執行残ということで、今回組み替えをするものでございます。

○10番（杉並廣規君）

ぜひ、伊仙中学校のグラウンドの整備ということですが、予算がこのように当初で組まれておるわけですから、3町の校庭等も見て、予算が余らないようにきちんと私はすべきだと思いますけれども、財源が少しでも浮いて財政担当課は喜んでいるでしょうからいいでしょう。

次に、17ページの12の中の目の中ノ当遺跡確認調査事業ということで、当初が213万9,000円組まれておったんですが、4分の3ぐらい減額、約4分の3ぐらい減額になっています。

これは実績による減なのか、事業を完了したということなのか、お聞きをして終わります。

○社教課長補佐（喜 昭也君）

中ノ当遺跡確認調査事業でございますが、これは当初この場所が面縄貝塚と隣接する場所でございまして、遺跡が出る可能性が高いということで予算を計上したわけでございますが、確認調査をした結果、遺跡が出ませんでしたので減額をお願いしております。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

## ○12番（上木 勲君）

13ページの環境衛生費で232万4,000円、合併浄化槽で補助金が計上されておるんですけども、今日朝ちょっと電話がありまして、今日、この浄化槽のいろいろと役場から出ている文書の奨励文書、浄化槽をつけなさいとかいう、そのような、そういうふうな何か文書を私は見てないんですが、それで何か業者に頼んで浄化槽の設置をしたと、お金は借りて工面したと、もう設置もできたと、金と自分でですね。そしたら、今度は、何かその前に役場にこの連絡をしてあつたらしいんだけど、役場に連絡してやつくるんだけれども、ところが、そのあなたのところの分は今年のあれに合わないと、補助金の対象ですか、合わないということで、もう金は借りて業者に支払っている。

借金は返さないかんと困り切っているんだが、もうその役場に連絡をとってちゃんとやったのに、何かうちの分はその対応できないとかいう話はどういうことだという話でしたが、これはどういう事かわかっているでしょうが、これ、この対象が不明というのは検福なんです。

検福の人の役場にいや、それはそういうことを言ってるから、その辺のことを、この予算についてどういうことをやっていると聞きますが、それで、この予算で対応するのかということです。

## ○環境課長（益 一男君）

ただいまの件でございますが、当初予算の執行がもう予算的には今全部消化しましたので、あえてその方々の分のために今回7基を補正計上したわけでございまして、これは国庫補助、県補助も絡みますので、常に補正是組めないので、これは県のほうと交渉しまして、今回7基をこういう補正で計上した次第でございます。

その検福とか、そういう個人のあれは、またここには、手元にはございませんので、口頭で言つたか、ちゃんとした申請書をもって申請したのか、後もって確認をしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

## ○12番（上木 勲君）

それはこの予算で対応するとかどうか、私はわかりませんけれども、そういうことで今年度のもうあんたところの対象はいないということで、これは金もないし困った問題だということだったんで、ちょっと聞いて、後からまたこの人は私はまた聞きます、この問題についてはですね。

それと、これはこれで置いて、この予算のことについてはそういうことで、対応はこういうふうな対応ということですので、それはいいことだと思いますので、これでわかりました。

そこで、15ページの先ほどからのこの目手久の闘牛場の件なんんですけど、いろいろ話があるわけですけれども、そこで、こういうことはあんまり言いたくないんだけど、私は闘牛問題で、あんまりこれは差しさわりたくないんですよ。ところが、そういうわけにもいかんので、これからもこの問題は次から次にいろんな問題が出てくると思うんですよ。それで、この間もある人から、闘牛場の中の昔、柵はこの間も牛で何か折れて、折れて、もうあれしたら、またその客席にその牛が、両牛が飛び込みそうだと、そうしてけがなんかしたらどうするのかと、それで、何でも当てて、そのあがやり方が違つるらしいな、この柵のつくり方がよ。それで、その壊れてあれになつる

が、それは、そういうの等はありますかどうか、ちょっと聞きます。

○企画課長（牧 徳久君）

あの闘牛場の柵といいますね。柵については、今、沖縄から学びまして、今徳之島の闘牛でも闘牛場内にせこ2人ということを闘牛連合会が決めたんですよ。決めたというのは、その勢子がそこから出入り、手を挙げて交代するわけですが、そこから出入りできやすいようにということで、闘牛協会のほうと話をしてやったんですが、今後また一番上部だけを溶接するとかして、強度を保つようにやっていきたいということを話しておりますので、今後は心配ないものと思います。

牛が柵から出るんじゃないかということを心配して、それを20cmほど地面を下げましたので、恐らく心配はないと思います。

○12番（上木 熱君）

そのことは、たまたま電話があったので提出したんですけど、それで、あんまり言いたくないんだけれども、ところが、うちの関係もあるわけですけれども、その闘牛のあれでは、町が闘牛場をつくるから、いい牛持っている、ひとつけんかさせる牛に自分も協力してみたいということで、町長、牛飼って、そしたらその牛がああいう事故を起こしたと、さっきのあれみたいなね。

そして、5,000万円の今賠償金で告訴をされています。あの告訴問題に、裁判問題になっているんですね、5,000万円で。

それはそれとして、それからこの間のあの闘牛の次の日の夢振興会議……

○議長（常 隆之君）

12番、質疑を変えてください。

○12番（上木 熱君）

振興会で、あの牛は外に出たら、牛が何かその亡くなかったとか、ずっとそれでつぶされて埋葬したとか、ああいうことはさせないでくれないかと、これはもう大変だと、全国に取り上げられたといって、いう話もありますので、何かその辺のことをこれから何とか改善をする。

そして、いろんな、あんまりそのようなことがまた起こらんようにということを考えているのかどうか、前から皆さんとお話ししているようなことが、これから協議して、そういうことで今努力をしておるのかということをちょっとお尋ねしておきます。

○町長（大久保明君）

まず、その安全管理に関しては、柵は先ほど言ったように補強を今しています。

それから、先ほど申し上げたように、土俵というか、あれをちょっと20cmほど下げて、牛があの柵を越すということはないと思います。

それから、この前事故で1頭の牛が亡くなって、私も夢振興会議に参加して、ああいうのを見て非常にショッキングだったという話は、あちこちから私にもいろんな話がありましたので、年に、数年に1頭ぐらいの割合で確かに闘牛が原因で亡くなった牛もありますので、上木議員が言っているみたいに、角の問題もこれから議論になっていくと思います。

それから、先ほどの事故に遭って亡くなつた方々のことも、そういうことも今後また起きたら——起きないような形で、牛の管理、散歩などについても改善していくように闘牛協会を強く指導しているところでありますので、今後改善するように、これは行政も、それから闘牛協会の方々、それから牛主の方々もやっていくように、ですから、あの施設ができたということで、いろんな外から見て余り評価の低かった部分はもうなくして、そしていい面だけをどんどん伸ばしていくという考え方でいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○12番（上木 眞君）

ということで、非常に公的資金をぶち込んでいろいろやっているわけですから、闘牛場、その大久保町長もそのお話は前にも聞いておられるので、情報発信の基地として、なくさみ館とも言うし、あるいはまた秋なら闘牛場と言われるわけですから、名誉にかけて徳之島のいい情報がどんどん発信できるような、そういうような拠点になっていただきたいなと、そういう願いを込めて申し上げたわけであります。これで終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○5番（明石秀雄君）

13ページをお願いします。保健センター運営費で需用費が181万5,000円、薬品代なんですが、あと3カ月しかないんですが、何をどのように使うのか、薬品だけではちょっとわからないんですが、わかれればお願ひいたします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

保健センターの運営費の中で需用費、今回181万5,000円、43%ほどアップしておりますけれども、当初422万4,000円で計上しておりまして、消化が418万1,000円で、もう残り4万3,000円しかないということで、この中身については、BCGのワクチン25本、日本脳炎ワクチンが300本、三種混合ワクチンが150本、四種混合ワクチンが25本ということで、今後ふえる見込みが予想されるということで、今現在の薬品代が4万3,000円しかありません。結局、こういったのが今現実に出ている消化状況でありましたので、一応とりあえずこの4つの薬品を上げさせていただきました。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第66号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第66号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第66号、平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第9 議案第67号 平成24年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
について

○議長（常 隆之君）

これから議案第67号、平成24年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

○10番（杉並廣規君）

お尋ねをいたします。

5ページですね。出産一時金補助金として29万円が減額になっているのですが、国がなくなっているんですが、町費で補助していくお考えですか、どうか、お尋ねいたします。

それと、次の6ページに総務費、3の脳卒中対策プロジェクト事業費として新規に組まれているんですが、あと3カ月でこの事業が完成するのかどうか。

それと、負担金補助が、頸部エコー検査助成金として15万円計上されているんですが、1人当たりどれくらいの助成するのか、お尋ねをいたします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

お答えします。

出産一時金補助金については、現在42万円ほど出産ということで支給しております。

そのうちの去年までは1万が国のほうから来てたんですけども、これは今年の3月をもって国からのその1万に対する助成がなくなったということで、残り41万円は町の負担であります。

国の政策と町の政策というのが合致しないということで、現場のほうからも、主管課の担当のほうからも、これは子育ての切り捨てではないかということで、ちょっとこれは大きな問題になりつつあるかなと思っております。今年の3月分までが結局対象になって、それ以降はもう対象にならないということになります。もう42万は町負担ということになります。

それと、脳卒中対策プロジェクトでありますけれども、残り3カ月ができるかということでありますけれども、この対策については、3カ月の中で、従来から後ろ向き調査ということで、そのカルテをさかのぼって調査しております。ただ、これは職員の中でできる仕事であります、お金がかかる仕事ではありません。これをもとにして、今対策ですね。例えば、薬を途中でやめた方たち

のフォローとか、そういったことをしながら、あとまた1月からは講演会とか、そういったことを対応していくので、3カ月の間では事業は達成できると思っております。

それと、19の負担金補助及び交付金の中で頸部のエコー検査助成金ということありますけれども、これは50名予定しております、単価は3,000円ということあります。

この事業は100%事業ということで、結局、先ほど申し上げたとおり、薬をやめて重症化になる前の方たちのフォローアップということで、データを抽出して、保健師とか、そういった方たちの指導が入っていくということの脳卒中対策プロジェクト事業であります。県下で11市町村が今対象になっておりまして、伊仙町は2年連続これに採択されております。

以上です。

○10番（杉並廣規君）

ぜひ、出生率、町長がいつもおっしゃっている日本一の町にふさわしい対策を希望して、終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第67号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第67号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第67号、平成24年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第10 議案第68号 平成24年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（常 隆之君）

これから議案第68号、平成24年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第68号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第68号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第68号、平成24年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第11 議案第69号 平成24年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
について

○議長（常 隆之君）

これから議案第69号、平成24年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第69号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第69号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第69号、平成24年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第12 議案第70号 平成24年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）について

○議長（常 隆之君）

これから議案第70号、平成24年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

○13番（美島盛秀君）

2ページ、総務費の項2放課後わくわくクラブ推進事業費、マイナス100万、減額になっているわけですけれども、説明で事業の利用が少ないというような説明だったと思うんですけれども、どういう事業をして、どういうふうにしてその事業ができなくなったのか、説明をしてください。

○ほーらい館長（仲 武美君）

放課後わくわくクラブですが、当初20名の予定が13名と定数の減になっていたみたいであります。また、事業等に関しましては、3時半から会議室のほうで勉強させたり、また広っぱで運動させたりして、5時半までやっております。

○13番（美島盛秀君）

利用の子供が少ないということですけれども、産業祭のときに何か料理をした。

この事業ですよね。小学生の発表があったと思いますけれども、勘違いでしたらあれですけれども、すばらしい子供たちのその事業の活動をして、発表などがあったと思いますけれども、子供たちがこうして少なくなるということは、何か推進をするほーらい館の広報不足とか、努力が足りないんではないかなと思うんですけども、そこらあたり、どうしてこの子供たちが少ないので、少なくなる理由があったらお願ひします。

○ほーらい館長（仲 武美君）

さっきの調理に関しましては、この事業ではございません。

また、今後もまたこのわくわくクラブが人数が多くなるように、また私どもほーらい館職員一同、努力していきます。

○13番（美島盛秀君）

今は予算の関係でしたけれども、9月議会のときに指定管理者制度に移行するということで、10月からですか、募集をして、12月議会に報告するという答弁でしたけれども、その経過について伺います。

○ほーらい館長（仲 武美君）

それでは、その経過について報告をいたします。

第1回公募者が3業者、1個人となっております。

第1回審査委員会を平成24年11月15日に委員会室において開催をいたしております。

その中で、伊仙町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則の第4条に「町長

は、条例第4条に規定する指定管理者の候補者を選定する場合、次項に規定する選考委員会の意見を参考に選定するもの」とあります。また、「委員会は、副町長を委員長とし、指定管理者を選定しようとする公の施設を主管する課の課長及び補佐、また総務課長及び課長補佐で構成する」とありますので、委員長には副町長のほうにお願いをいたしました。また、指定管理者の公募者の説明を行い、各運営理念、運営計画、収支計画書について、各公募者の書類等を審査いたしました。

また、書類等を持ち帰りまして、各自で再度確認するということで、第1回の開催を閉会いたしております。

また、第2回審査委員会を24年11月28日、委員会室において開催いたしまして、各運営理念、運営計画、収支計画書を再度確認した結果、A業者については、町の財政難の折、経費削減の目的に合致しないと判断いたしました。また、町負担額が5,500万を提示されています。

次に、B業者については、書類の不備で検討に値しないと判断いたしました。

次に、C業者ですが、これは個人です。今から法人等を立ち上げるようですが、現在の財政状況が把握できないので検討に値しないと判断いたしました。次に、D業者ですが、総合的な判断で地域密着型に適していないのではないかと、また書類の中に「弊社は、設立後2年と日は浅いですが、企業決算におきましては、昨年度、23年度決算では赤字、営業損失1,000万円ながらも、売り上げは1億円を達成することができました」とありますが、審査会のほうでは、経営基盤が弱く、地域密着型には適していないと判断いたしました。

当初、25年度において指定管理者に移管する計画でありましたが、平成25年度に再度公募することで一致いたしました。この決定を町長に報告することとし、閉会をいたしました。

第3回審査委員会報告ということで、24年の12月6日に町長室において報告いたしました。

平成24年11月28日水曜日に行われた第2回審査会の報告をいたしました。町長に報告をし、再度25年度において公募をすることで一致いたしました。また、25年度においては、3ヶ月ほどの猶予を持っていきたいと考えております。

以上です。

### ○13番（美島盛秀君）

現在のところは、その内容にマッチしないと、指定管理制度を用いたその指定管理者が選定できないという受け取りでよろしいですね。明けて、また25年度と今、年度を越してからの25年度以後ということですね。5月にまた再度募集をすると。

今の件に関して報告がありましたけれども、町長に伺います。もしということは使ってはいけないと思うんですけども、指定管理者が、合致するような、その町の考えと異なった場合に、それで委員会で指定管理者が選定できなかったというときには、今後は町で運営をしていかなければならぬわけなんですかとも、そこらあたりどういう見通しを立てているのか、見解を伺います。

### ○町長（大久保明君）

基本的にそのメンバー構成ですけれども、今おるインストラクター、それからの方々を中心とし

て、またいろいろな連携等の保守管理している方々含めては必ず雇用するという条件で、会社のほうは恐らく二、三人の職員を派遣する形になるかもしれません。そして、今後インストラクターをふやしていくとかいう形の経営になっていくと思いますけれども、今回、今は一らい館長が答弁したとおり、審査委員会の中で、今回応募のあった方々では非常に難しいということありました。

そして、再度25年度に公募いたしまして、審査委員会の中でいけるだろうという判断をしたときは、そのような形で指定管理者にしていくことが重要であると思っております。

今、この前も何かクリスマスパーティーがありましたけれども、町外の方々がかなり来て、ほらい館の信頼も大分大きくなってきております。そして、今回その公募はしてなかったんですけども、公募してくれそうな団体と話をしたときに、百菜も含めて全体をやっぱり運営していきたいという話なども出てきておりますので、そういったことも含めて、再度検討をしていきたいと考えております。

○13番（美島盛秀君）

この対象になった業者、これは町内、島内ですか、それとも町外からもありましたか。

○ほらい館長（仲 武美君）

島内が3業者、島外が1個人ということになっております。

○13番（美島盛秀君）

以前に、専門のそのスイミングスクールを持っているとか大手、都会のそういう専門の業者に委託したらとかいうような話も出たこともあると思うんですけれども、そういう専門的なああいう健康施設を運営している会社からはなかったということですね。

○ほらい館長（仲 武美君）

鹿児島のほうから1業者、わざわざ遠方来て、ほらい館のほうを見学していった業者はあります、今回は、電話連絡ですが、今回は辞退させていただきますということで連絡は受けております。

○13番（美島盛秀君）

その今の内容の説明からすれば、もう全く受託しても採算が合わないという考え方と私は思います。

そういう観点から、このインストラクターの技術向上、あの話を聞いていると、いろんな指導ができない、素人のインストラクターがいるという話等も聞くんですけれども、町長は、ここから水泳選手が出るとか、いろいろ言います。また、私の知っている子供たちも郡大で優勝したり入賞したりという、ここで利用した子供たちもいます。

ですから、やっぱりその技術をアップさせるためには、やっぱりインストラクターの技術力、資質も考えられますので、来年もし対象業者がいないとなれば、この専門のインストラクター、または技術の向上に努力をされるようにお願いして、終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第70号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第70号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第70号、平成24年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第13 議案第71号 平成24年度伊仙町都市公園等統合事業義名山体育館増築工事  
建築1工区請負変更契約について

○議長（常 隆之君）

これから議案第71号、平成24年度伊仙町都市公園等統合事業義名山体育館増築工事建築1工区請負変更契約について質疑を行います。

○13番（美島盛秀君）

説明では、契約額増額分は執行残ということで説明がありましたけれども、この執行残について、残った財源は、予算是一般財源化して、他の事業に利用、活用できないのかどうか、伺います。

○総務課長補佐（田島輝久君）

本予算については、2分の1が国庫事業、残り2分の1が過疎債となっておりますので、一般財源は充当してございませんので、振りかえはできないと思います。

○13番（美島盛秀君）

私も、これは町の考え方であって、国庫補助金だとありますけれども、やはり町のための財源ですから、残った分については一般財源化して、他にできるんじゃないかなと思いますけれども、そちらあたりもうちょっと研究をして、次回に、できるのかできないのか説明をお願いいたします。

それと、町単独で事業をやる場合の執行残、これについても、残ったのは町の予算ですから一般財源化できるはずですので、執行残をまたその事業に使うということは今後やめていただきたい。予算の有効活用という意味ですね。そうしないと、幾ら予算があって、その事業はもう普通県の

指導では80%、その額の80%ならその仕事ができるという見解が出ているわけですので、そこらあたりも勘案しながら、入札の今後のあり方についても考え直して、あるいは研究をしていただきたいということをお願いいたしておきます。終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○5番（明石秀雄君）

昨日説明では、シロアリ駆除するシロアリ対策だと聞いているんですが、間違いないですね。座つとつっていいです。

○建設課長（中熊俊也君）

バスケットゴールとそのバスケットをするときに仕切る網と、あとシロアリ対策になっています。

○5番（明石秀雄君）

シロアリ対策は当初でやっていましたよね。当初でやりましたよね、最初で。

なぜ2度もしなきゃいけないんですか。

○建設課長（中熊俊也君）

シロアリ対策をしたと申しますか、ポリエチレンフィルムを敷いて、それが今既存の体育館も似たようなシロアリ対策をしていますので、そのような対策はしてあります。

○5番（明石秀雄君）

後にどのようなシロアリ対策を今度は行うんですか。

○建設課長（中熊俊也君）

そのバスケットをするときのその仕切りのその網を立てるくらいを何本か立てるんですけども、そこから注入するということで土壤関係に流して、土に流し込むということです。

○5番（明石秀雄君）

シロアリ対策は、隣に旧のものがあって、そこもシロアリが大分食われている。

なぜ、その隣に今度つくるのに、シロアリ対策を一番優先にしないのか。

最初に立てる前にシロアリ対策は完全にやるべきです。だと私は思っている。違いますか。

○建設課長（中熊俊也君）

シロアリ対策、そのポリエチレンフィルムを張るということでできているんですけど、その隣、木、既設の既存の建物が今言ったようにひどい状態にありますので、念を入れて、もう一度やるということあります。

○5番（明石秀雄君）

それは最初で完璧にし、やっておくべきではないのって聞いているのよ。

そして、隣のものも改修するときに完全にやったと言っている。やったでしょう。やってなかつたの。

やってあるでしょう。

○建設課長（中熊俊也君）

改修工事で完全に隣はやってあります。

○5番（明石秀雄君）

だから、新しくつくるところも、完璧に最初でやってなかつたのって聞いているのよ。

○建設課長（中熊俊也君）

完璧にやってありますが、その念を入れてやるということですね。

○5番（明石秀雄君）

ここ、なぜそんなんこと、よく言うとったね。僕に言わせると、これは無駄遣いね。

そこにお金、前のあの別宅のあのときも僕は反対をしていっている。

そこにお金があるから、これを使わなきやいけないという考え方方はもう改めないかん。

なぜか、今度出た中期計画の19ページを見てごらん。持つてないの、持つていますか。

コスト削減というところで、事業の計画、設計から施行、あるいは維持管理に至る全過程において効率的な事業の実施に取り組み、引き続き建設、維持管理コストの削減を努めますと書いてあるんです。

情報発信施設、これでも同じこと、今先ほど予算のところでも言ったのも同じこと、こういうことを踏まえて事業をやっていかないと、そこにそこそこお金があるから、これでもうみんな食っちゃえと、そう思いますが、町長、何か答えてください。

○町長（大久保明君）

先ほどの課長の答弁をちょっと代弁しますと、穴を新しくポリエチレンの上からあけたんで、穴があいているんで、そこからまたシロアリが出てきたら困るから、そこに注入したという意味に今私は解釈したんですけども、念を押したということで誤解を招いたと思います。

今、予算の効率的な執行ということで、無駄のないようにということでございますので、今後、今までやはりその足りなかつたら一般財源から出したらいいと、執行残があつたら、また使っていいとか、そういう考え方が甘いというふうに思います。ですから、そのことを、今日のこの中期計画の中身を全職員が再度緊張感を持って確認しながらやっていくように指導していきたいと思います。

○5番（明石秀雄君）

ぜひ、あの穴をあけたからシロアリ対策、それから注入せないかんというのはナンセンスと思いますよと、シロアリ対策を最初つけるときは、その土地全体をちゃんと消毒しているはずです。

しなきやおかしい。5年もたたないうちにシロアリにかれますよ、それをやつていなかつたら、その穴にだけ入れても。

ここまで来て、私はこの議案に反対しますけれども、もし今後やはりこういう事業をするときには、今町長がおっしゃったように、ちゃんとそういうところまでやって計画をして、最初で目手久のひさしを出すとか、その足の出ないように、ぜひやっていただきたい。強く要望して終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第71号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第71号について採決します。

お諮りします。

本案は可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議がありますので、起立によって採決します。

議案第71号を可決することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって、議案第71号、平成24年度伊仙町都市公園等統合事業義名山体育館増築工事建築1工区請負変更契約については、可決されました。

### △ 日程第14 陳情第10号 議会改革に関する条例改正についての陳情について

○議長（常 隆之君）

日程第14 陳情第10号、議会改革に関する条例改正についての陳情について、付託してありました総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（琉 理人君）

陳情第10号、議会改革に関する条例改正についての陳情について、委員長報告を行います。

ご報告をいたします。

総務文教厚生常任委員会に付託されました陳情第10号、議会改革に関する条例改正についての陳情については、12月12日、議会委員会室において、総務文教厚生常任委員7名及び建設経済常任委員7名にもオブザーバーとして出席をいただき、審査をいたしました。

我々議会は、これまでも、議員発議により全議員の報酬1割カットなど、自ら財政健全に努めてまいりました。また、近隣市町村の動向を見ても、議員定数をこれ以上少なくすることは議会運営上問題があるとの意見で一致いたしました。

したがって、当委員会に付託された陳情第10号、議会改革に関する条例改正についての陳情については、不採択することに決定をいたしました。

以上、陳情第10号の審査の経過と結果を報告いたします。

○議長（常 隆之君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから陳情第10号について採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。陳情第10号、議会改革に関する条例改正についての陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立少数です。したがって、陳情第10号、議会改革に関する条例改正についての陳情については、不採択することに決定しました。

### △ 日程第15 陳情第11号 オスプレイの沖縄配備を撤回させ、低空飛行訓練に反対する 陳情書について

○議長（常 隆之君）

日程第15 陳情第11号、オスプレイの沖縄配備を撤回させ、低空飛行訓練に反対する陳情書について、付託してありました総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（琉 理人君）

陳情第11号、オスプレイの沖縄配備を撤回させ、低空飛行訓練に反対する陳情書について、委員長報告をいたします。

ご報告いたします。

総務文教厚生常任委員会に付託されました陳情第11号、オスプレイの沖縄配備を撤回させ、低空飛行訓練に反対する陳情書については、12月12日、議会委員会室において、総務文教厚生常任委員7名、オブザーバーとして建設経済常任委員7名及び陳情者にも出席をいただき、説明を求めた後、慎重に審査をいたしました。

オスプレイは、奄美上空も飛行し、低空飛行訓練や空中給油訓練等を行うことにもなっていることから、住民の事故に対する危機感や生活被害への懸念も予想されますが、北朝鮮によるミサイル発射などの新たな防衛上の懸念材料も出てきました。

このような重要な案件であるため、当委員会に付託されました陳情第11号、オスプレイの沖縄配備を撤回させ、低空飛行訓練に反対する陳情書については、国際情勢を勘案すること、今定例会での結論を出すのは時期尚早との判断し、継続審査といたしました。

なお、この陳情については、来年開会される第1回定例会において再度審査をし、結論を得ることも決定いたしました。

以上、陳情第11号の審査の経過と結果を報告いたします。

以上です。

○議長（常 隆之君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから陳情第11号について採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は委員長の報告のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第11号、オスプレイの沖縄配備を撤回させ、低空飛行訓練に反対する陳情書については、委員長報告のとおり継続審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま福留君外12人から発議第6号、議長を除く13人の委員で構成する議会改革検討特別委員会の設置を求めるについて提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。発議第6号を日程に追加し、追加日程第1号として議題とすることに決定

しました。

△ 追加日程第1 発議第6号 議会改革検討特別委員会の設置について

○議長（常 隆之君）

追加日程第1 発議第6号を議題とします。

議会改革検討特別委員会の設置並びに調査が終了するまで、閉会中も継続調査することについてご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、発議第6号、議会改革検討特別委員会を設置並びに調査が終了するまで、閉会中も継続調査することに決定しました。

委員会室において、委員長、副委員長の互選を行ってください。

しばらく休憩します。

執行部の皆さんには、そのままお待ちください。

休憩 午後 4時08分

---

再開 午後 4時14分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告します。

議会改革検討特別委員会の委員長に琉君、副委員長に前君に決定しました。

△ 日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（常 隆之君）

日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定しました。

△ 日程第17 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（常 隆之君）

日程第17 総務文教厚生常任委員会及び経済建設常任委員会の閉会中の特定事務の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長から、會議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査することに決定しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

會議を閉じます。

平成24年第4回伊仙町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午後 4時15分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 常 隆 之

伊仙町議会議員 明 石 秀 雄

伊仙町議会議員 権 山 一